

# 津波災害対策



# 災害応急対策計画



# 津波災害対策 災害応急対策計画

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>第1章 応急活動体制</b> .....       | <b>1</b>  |
| 第1節 市の活動体制 .....              | 1         |
| 第1 配備体制の確立 .....              | 1         |
| 第2 職員の動員 .....                | 5         |
| 第3 警戒配備体制における活動 .....         | 8         |
| 第4 災害対策本部体制 .....             | 10        |
| 第2節 防災会議 .....                | 29        |
| 第1 防災会議の招集 .....              | 29        |
| 第2 防災会議での検討事項 .....           | 29        |
| <b>第2章 情報の収集伝達</b> .....      | <b>30</b> |
| 第1節 情報連絡体制の確保 .....           | 30        |
| 第1 本市の情報通信体制 .....            | 30        |
| 第2 通信の確保 .....                | 31        |
| 第3 通信機器の点検及び応急復旧 .....        | 31        |
| 第4 電気通信設備の利用 .....            | 32        |
| 第5 防災行政無線(同報系、移動系)の通信統制 ..... | 33        |
| 第6 非常通信の利用 .....              | 33        |
| 第2節 情報の収集・伝達 .....            | 34        |
| 第1 情報の収集・伝達 .....             | 34        |
| 第2 津波予報の種類と予報文等 .....         | 35        |
| 第3 津波注意報・警報標識 .....           | 35        |
| 第4 津波予報の伝達系統 .....            | 36        |
| 第3節 広報・広聴活動 .....             | 39        |
| 第1 災害広報活動 .....               | 39        |
| 第2 報道機関への情報提供等 .....          | 42        |
| 第3 市民相談窓口の設置 .....            | 43        |
| 第4節 災害相談の実施 .....             | 45        |
| 第1 臨時災害相談所の開設 .....           | 45        |
| 第2 臨時相談所の規模等 .....            | 46        |
| 第3 相談業務の内容 .....              | 46        |
| 第4 防災関係機関による災害相談 .....        | 46        |
| <b>第3章 応援の要請</b> .....        | <b>47</b> |
| 第1節 行政機関等への応援要請 .....         | 47        |

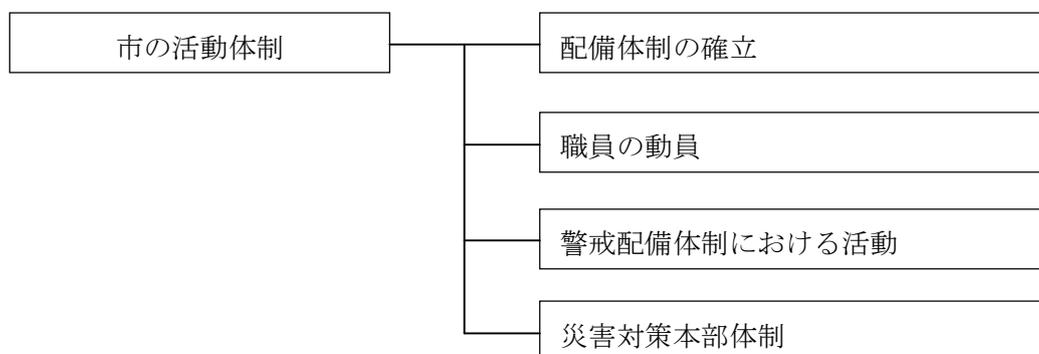
|            |                         |           |
|------------|-------------------------|-----------|
| 第1         | 法律、協定に基づく応援協力の体系        | 47        |
| 第2         | 県等への応援要請                | 48        |
| 第3         | 他市町村等への応援要請             | 49        |
| 第4         | 派遣職員等の受入れ               | 50        |
| 第5         | 公共的団体、民間等との協力           | 50        |
| 第2節        | 自衛隊の災害派遣要請              | 52        |
| 第1         | 派遣要請の判断                 | 52        |
| 第2         | 派遣要請の手続き等               | 53        |
| 第3         | 派遣部隊の受入れ                | 54        |
| <b>第4章</b> | <b>応急活動対策</b>           | <b>57</b> |
| 第1節        | 応急活動の実施                 | 57        |
| 第1         | 活動体制及び情報の周知             | 57        |
| 第2         | 津波警戒活動等                 | 59        |
| 第3         | 施設の緊急点検・巡視等             | 62        |
| 第4         | 二次災害の防止                 | 63        |
| 第5         | 救助・救急・消火・医療活動           | 63        |
| 第6         | 物資調達                    | 63        |
| 第7         | 輸送活動                    | 63        |
| 第8         | 保健衛生・防疫活動               | 64        |
| 第9         | 資機材、人員等の配備手配            | 64        |
| 第10        | 他機関に対する応援要請             | 65        |
| 第2節        | 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 | 66        |
| 第1         | 津波からの防護のための施設の整備等       | 66        |
| 第2         | 津波監視体制の整備               | 66        |
| 第3         | 津波に関する情報の伝達等            | 67        |
| 第4         | 津波避難対策等                 | 67        |
| 第5         | 消防機関等の活動                | 68        |
| 第6         | 水道、電気、ガス、通信、放送関係        | 69        |
| 第7         | 交通対策                    | 69        |
| 第8         | 市の管理運営する施設に関する対策        | 70        |

# 第1章 応急活動体制

## 第1節 市の活動体制

市に地震が発生した場合、又は津波のおそれがある場合、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害の状況に応じて活動体制を確立し、迅速な応急対策活動に取り組むものとする。

### 【応急活動の計画】



### 第1 配備体制の確立

地震災害が発生し、または発生のおそれがある場合並びに津波注意報または津波警報が発表された場合には、被害を最小限にとどめるために災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。災害総括のために一般の業務の範囲を強化して対策に取り組む必要があると認めるときは、「警戒配備体制」をとり、災害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など小規模な災害の発生に対処する体制をとる。

また本部長は、更なる配備体制の強化が必要と認めた場合「非常配備体制」をとり職員の動員配備を行うとともに「災害対策本部」を設置して、総合的な活動体制を確立する。

配備人員は、あらかじめ定める配備編成計画において、配備体制別に定めるとともに、初動期において、職員の確保が困難な場合、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配備を実施するものとする。

## 1 配備体制の区分

地震災害にかかる配備体制は次の3区分とする。

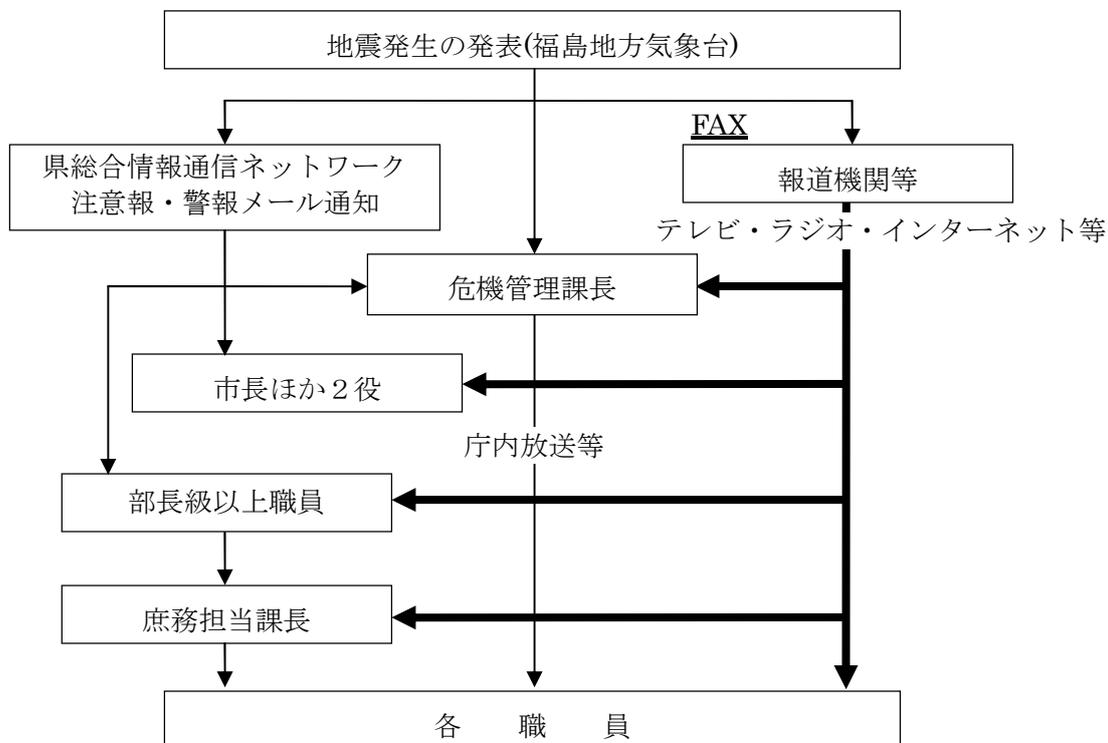
| 配備区分    | 配 備 時 期  | 体 制 の 内 容   |
|---------|--|---|
| 警戒配備    | 震度4の地震が発生したとき<br>福島県に津波注意報が発表されたとき<br>弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき<br>その他必要により市長又は復興企画部長が当該配備を指令するとき | 災害総括関係部課の職員をもって情報収集・連絡活動及び災害応急対策活動等が円滑に実施できる体制とする。<br>なお、その他の職員は、勤務時間外にあつては自宅待機とする。   |
| 第一次非常配備 | 震度5弱又は5強の地震が発生したとき<br>福島県に津波警報又は大津波警報が発表され、市長が当該配備を指令するとき<br>その他必要により市長が当該配備を指令するとき                  | 救助・救護、二次災害の防止、避難等の応急対策が実施できる体制とする。<br>なお、その他の職員は、勤務時間外にあつては自宅待機とする。<br>災害対策本部を自動設置する。 |
| 第二次非常配備 | 震度6弱以上の地震が発生したとき<br>福島県に大津波警報が発表され、市長が当該配備を指令するとき<br>大規模な災害が発生した場合又はその他の状況により市長が必要と認め当該配備を指令するとき     | 市の総力を挙げて対処する体制とする(全職員)。<br>災害対策本部を自動設置する。   |

※各動員数については配備編成計画表による

## 2 震度情報の確認・伝達

- (1) 震度情報の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報を職員各自が確認することを基本とする。
- (2) 勤務時間内においては、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報とともに、福島県総合情報通信システムから本市の情報端末に震度情報が伝達される。伝達された情報は危機管理課が受理し、庁内放送等により職員に伝達する。
- (3) 福島地方気象台から震度4以上の地震の発生が発表された場合は、勤務時間内、勤務時間外にかかわらず、部長級以上の職員及び危機管理課長ほか関係課長には、県総合情報通信ネットワークや注意報・警報メール通知から地震の発生が伝達される。情報を受理した各部長は、各部の庶務担当課長に伝達、庶務担当課長は各職員へ地震が発生したことを伝達する。

## 【地震発生への認知】



## 3 配備体制の決定

### (1) 配備検討会議

配備体制は、発表された震度によって定めることを基本としているが、災害の発生状況又は発生のおそれの程度によって配備体制を変更する必要があることから、配備検討会議を開催し、配備体制を確認するものとする。

#### ① 配備検討会議の目的

配備検討会議は、地震の震度又は災害の発生状況により、どのような配備体制による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を危機管理課におく。

#### ② 配備検討会議の開催時期

- ア 危機管理課長が必要と認めた場合
- イ 各部長または配備検討会議構成員から要請があった場合

#### ③ 配備検討会議の協議内容

- ア 情報収集、初期緊急応急対策計画
- イ 計画実施のための配備体制
- ウ 市長からの特命事項

④ 配備検討会議の構成員

- ア 危機管理課長(事務局長)
- イ 秘書広報課長・人事法務課長・土木課長・地域振興課長・産業課長・農林水産課長・都市計画課長・水道課長・下水道課長・南相馬消防署副署長・各区理事
- ウ その他市長の指名するもの

(2) 勤務時間内における配備体制決定の手順

勤務時間内に震度4以上の地震が発生した場合の配備体制の決定手順は次のとおりとする。なお、津波注意報、津波警報等が発表された場合は津波対策計画を参照するものとする。

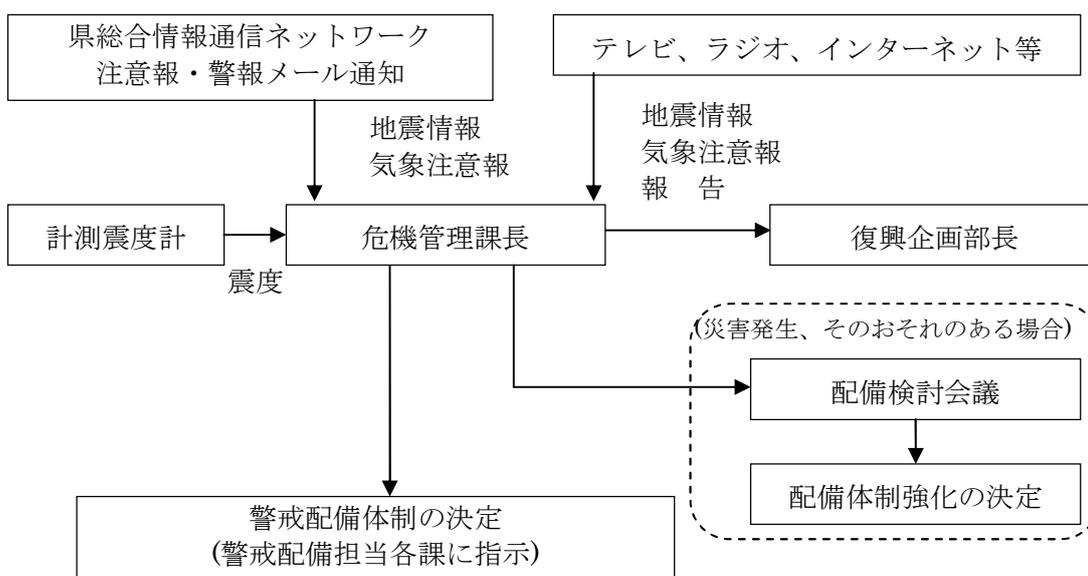
① 震度情報の確認

地震が発生した場合は、危機管理課長は計測震度計により震度を確認するとともに、福島県総合情報通信ネットワーク又はテレビ、ラジオ等の報道機関による震度の確認を行う。

② 震度4の場合の対応

- ア 危機管理課長は、震度4の地震が発生したことを復興企画部長に報告するとともに、警戒配備体制を確立する。
- イ 各警戒配備担当課長は警戒配備編成計画に基づき防災活動を実施する。
- ウ 災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、必要に応じ配備検討会議を開催し、配備体制の強化を図る。

【事前配備体制の決定(勤務時間内)】



- ③ 震度 5 弱以上の場合の対応
  - ア 震度 5 弱又は震度 5 強の場合は第一次非常配備体制を、震度 6 弱以上の場合は第二次非常配備を自動的にとり、災害対策本部を設置する。
  - イ 危機管理課長は、震度 5 弱以上の地震が発生したことが発表されたことを復興企画部長に報告する。復興企画部長は、市長に報告する。
- (3) 勤務時間外における配備体制確立の手順
  - ① 自主参集の原則
 

勤務時間外に震度 4 以上の地震が発生した場合は、職員各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の報道機関による震度等を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は、自主参集することを基本とする。
  - ② 震度 4 の場合
 

自動的に警戒配備体制をとる。
  - ③ 震度 5 弱、5 強の場合
 

自動的に第一次非常配備体制をとる。
  - ④ 震度 6 弱以上の場合
 

自動的に第二次非常配備体制をとる。

## 第 2 職員の動員

市は、災害発生時に速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

### 1 配備区分毎の職員動員数

各配備体制における動員職員数は概ね次の動員数とし、各部長が配備編成計画に基づき、あらかじめ配備指定職員並びに各課の責任者を定めておくものとする。

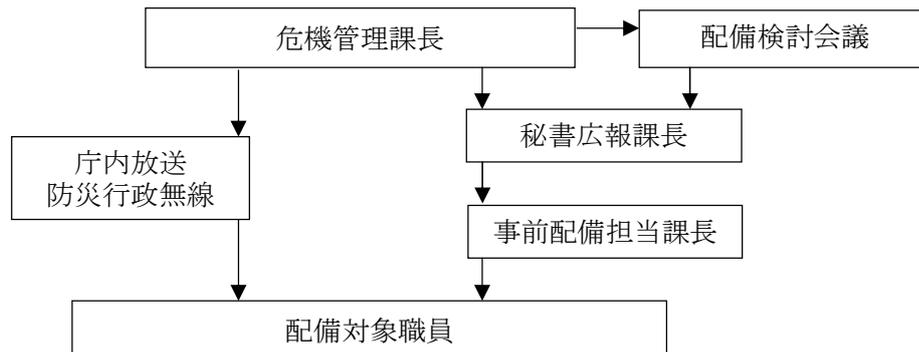
| 事前配備体制 | 警戒配備体制        | 第一次非常配備体制  | 第二次非常配備体制 |
|--------|---------------|------------|-----------|
| 関係部課職員 | 関係部課職員の概ね 1/3 | 全職員の概ね 1/2 | 全職員       |

## 2 勤務時間内の動員手順

震度4以上の地震が発生した場合は、震度に応じて警戒配備体制、第一次非常配備体制、第二次非常配備体制をとることを基本とし、各部長は配備編成計画に基づき動員配備をする。

必要に応じて、配備検討会議を開催し、配備の強化等を行うことができる。

### 【震度4以上の場合の職員動員(勤務時間内)】



## 3 勤務時間外の動員手順

### (1) 自主参集の原則

勤務時間外に震度4以上の地震が発生した場合は、職員各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の報道機関により震度等を確認し、配備編成計画に基づき関係各課において指名されている職員は、自主参集することを基本とする。

#### ① 震度4の場合

警戒配備職員に指定されている者は、震度を確認次第、参集する。

#### ② 震度5弱、5強の場合

第一次非常配備職員に指定されている者は、震度を確認次第、参集する。

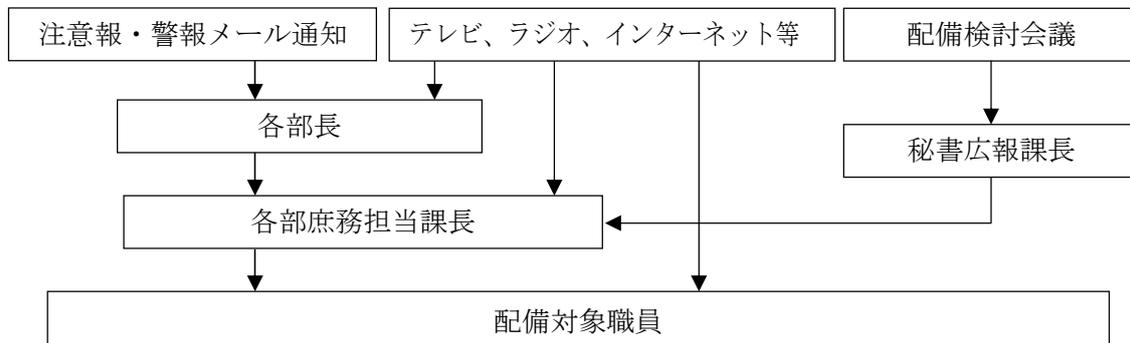
#### ③ 震度6弱以上の場合

第二次非常配備職員に指定されている者は、震度を確認次第、参集する。

### (2) 各部長による動員

震度4以上の地震が発生した場合は、部長級以上の職員及び関係各課長には、注意報・警報メール通知サービスで震度情報又は津波注意報・警報が伝達される。各部長は、電話が通じる場合は、震度に応じて、庶務担当課長に配備体制を指示する。

### 【震度4以上の場合の職員動員(勤務時間外)】



## 4 参集場所

職員の参集場所は、生涯学習センター等に配備されるなど、特に定められた場合を除き、日常業務の勤務場所とする。

勤務場所に不在の場合は次のように対応するものとする。

### (1) 勤務時間内

職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合において、配備の連絡を受けた場合には、直ちに勤務場所に帰庁する。

### (2) 勤務時間外

職員は配備の連絡を受けた場合は直ちに勤務場所に参集する。

### (3) 勤務場所に参集できない場合の措置

道路・交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、参集可能な生涯学習センターに参集するものとし、生涯学習センターにおいて防災活動に従事するものとする。以降の活動については、電話等で課長又は配備職員の責任者(災害対策本部が設置されている場合は所属する班の班長)の指示を仰ぐものとする。

## 5 職員のサービス上の注意事項

### (1) 勤務時間内

- ① 配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- ② 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。
- ③ 災害現場に出動する場合は腕章を着用する。ただし、情報収集等の応急活動に支障がある場合はこの限りでない。
- ④ 原則として行事、会議、出張等を中止する。(警戒配備以上の体制を取った場合)

(2) 勤務時間外における参集職員の携行品等

- ① 身分証明書
- ② 雨具、防寒着、軍手等
- ③ 作業がしやすい服装
- ④ 懐中電灯
- ⑤ 職員初動マニュアル

## 6 参集途上の防災活動

職員は、勤務時間外等において参集する場合、参集途上において、情報収集活動等以下の事項に十分留意するものとする。

(1) 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、被災状況等の概況把握を行い、参集場所に集合後、それぞれの配備体制における情報収集担当班又は情報収集担当職員に報告する。情報収集事項は次のとおりとする。

- ① 道路交通施設の被害箇所及び渋滞箇所の把握。
- ② 鉄道施設の被害箇所及び運行状況の把握。
- ③ 建築物等の倒壊等被災箇所の把握。
- ④ 橋梁の被害箇所と通行可能場所の把握。
- ⑤ 河川等の被災及び水位状況の把握。
- ⑥ 崖崩れ等の土砂災害箇所の把握。
- ⑦ 火災発生場所の把握。
- ⑧ 被災者・避難者数の把握。
- ⑨ その他被災状況の把握。

(2) 被災者の救助・救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察、消防機関に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

人命救助を必要とする場合の例

- ・家屋の倒壊、崖崩れ等により人が生き埋めになっている場合あるいは可能性がある場合
- ・交通事故 等

## 第3 警戒配備体制における活動

警戒配備体制における事務分掌は、災害対策本部体制に準ずるものとする。

## 1 警戒配備体制における責任者

警戒配備体制においては、危機管理課長が責任者となり、情報収集活動等を行うものとする。

## 2 警戒配備体制での活動

- (1) 関係各課長は震度情報、気象予警報及び被害発生状況等の情報収集をし、相互に情報を交換する。
- (2) 土砂災害のおそれがある区域等のパトロールを実施するなど現場警戒を強化する。
- (3) 小規模な災害については、直ちに防災措置をとるものとする。
- (4) 被害の状況等により直ちに非常配備に移行できる体制をとる。

## 3 非常配備体制への移行

### (1) 勤務時間内

- ① 勤務時間内において情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、防災対策室課長は配備検討会議を開催し、配備体制の変更を協議する。
- ② 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に報告する。
- ③ 本部長は、配備検討会議の決定に基づき、災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、非常配備体制の指示をし、災害対策本部を設置する。
- ④ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が災害対策本部を設置した場合に本部員となる各部長等を招集し、協議の上、災害対策本部の設置を指示する。

### (2) 勤務時間外

- ① 勤務時間外において情報収集及び市内のパトロール等により、更に配備体制を強化し、災害応急対策を実施する必要があると判断される場合は、防災対策室課長は、配備検討会議を開催し、新たな配備体制を協議する。
- ② 危機管理課長は、配備検討会議での結果を復興企画部長に報告し、復興企画部長は、市長に災害対策本部の設置を進言し指示を仰ぐ。
- ③ 市長不在の場合は、副市長又は復興企画部長が自ら決定し、災害対策本部の設置を指示する。

#### 警戒配備体制における配備強化を判断する基準

- ・家屋の倒壊、土砂災害、火災等が発生し、配備職員では対応できないと判断される時
- ・土砂災害等の発生が予測され、配備職員では対応できないと判断される時
- ・災害が多発し、配備職員では対応できないと判断される時
- ・避難を必要とする災害が発生又は発生すると予想される時

#### (3) 警戒配備体制の解消

責任者は、余震等がおさまり、市内のパトロール等の結果、市内での被害がない場合は、警戒配備体制を解消するよう復興企画部長に求める。

市長又は復興企画部長は、情報収集の結果、市内に災害の発生のおそれがないと判断した場合は、配備責任者(危機管理課長)と協議の上、警戒配備体制を解消することができる。

## 第4 災害対策本部体制

市は、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について予め定めておくものとする。

### 1 非常配備

非常配備は、災害対策本部体制に対応する動員体制とし、大規模な災害の発生するおそれがある、又は災害が発生し、その対策を要する場合において災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施するため、全庁的に職員を動員する配備である。

### 2 設置基準

本部長は、次の各号の一に該当し、特に強力な防災活動を推進するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の規定により自らを本部長とする南相馬市災害対策本部(以下、災害対策本部という)を設置する。

#### 災害対策本部を設置する基準

- ・震度5弱以上の地震が発生した場合(自動設置)
- ・津波警報又は大津波警報が発表された場合(自動設置)
- ・市内の全域にわたって災害が発生し、本市の総力を挙げて災害総括活動を行う必要があると判断した場合
- ・災害救助法による救助が適用される災害が発生した場合
- ・その他災害が発生し、市長が必要と認めた場合

資料3-1-1 災害対策本部本部員会議の構成

資料4-3 南相馬市災害対策本部条例

### 3 設置の手順

震度5弱以上の地震が発生した場合及び津波警報、大津波警報が発表された場合は自動設置とする。

### 4 災害対策本部の設置場所

(1) 災害対策本部は、本庁舎に設置する。平常時から机、イス、パソコン、コピー機、連絡設備等を整備し、本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにする。

ただし、本庁舎が被災し、本庁舎に設置することが困難な場合は、市長が指定する場所に設置する。

なお、災害対策本部の活動に必要となるその他の資機材等の整備についても、平常時からその整備に努めるものとする。

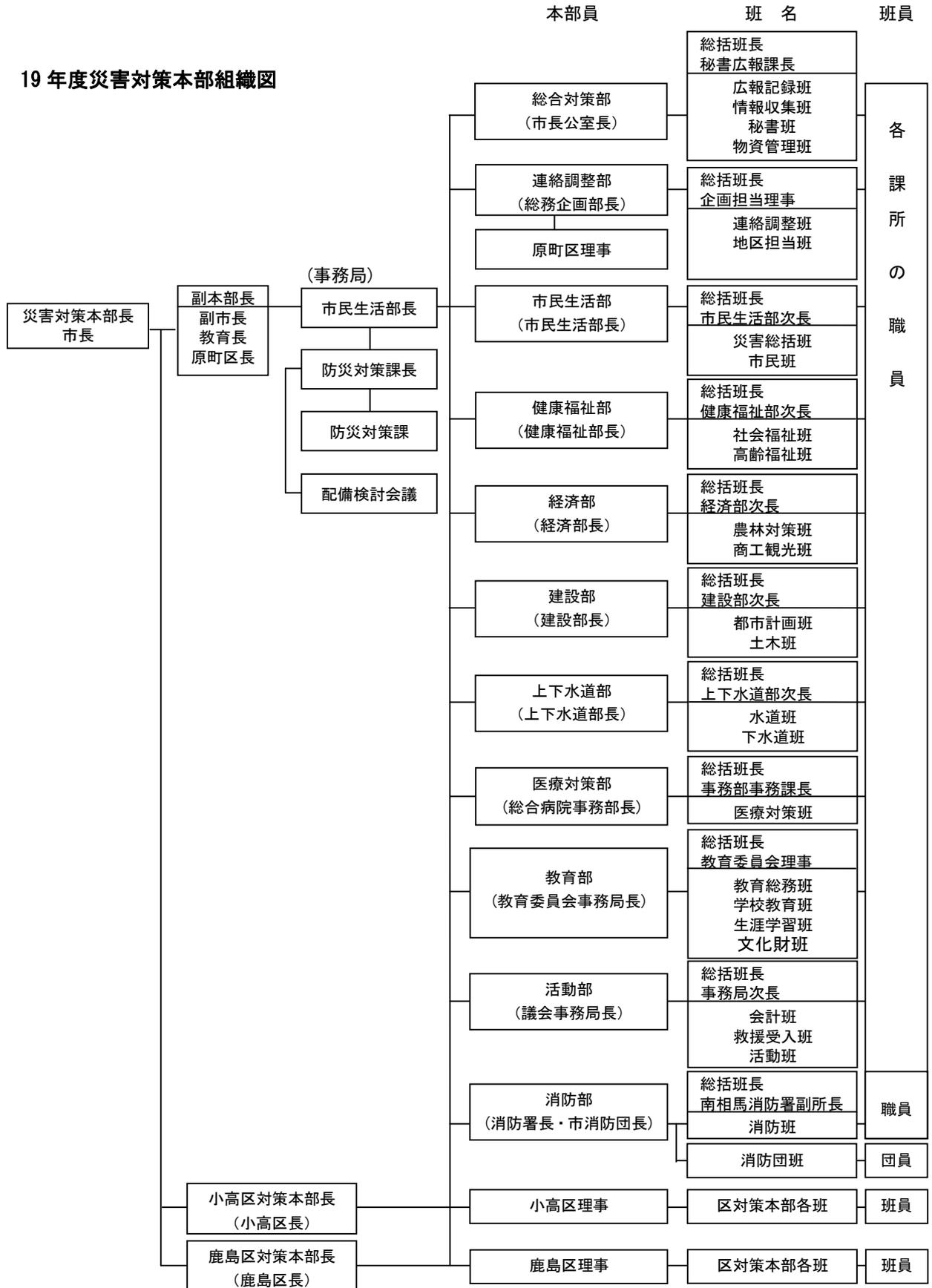
(2) 災害対策本部の設置が決定した場合は、正庁で行われている会議・行事等は直ちに中断し、本部室の設置準備を行うものとする。

(3) 災害対策本部を設置した場合は、設置した施設の入口に「南相馬市災害対策本部」の標識を掲示する。

### 5 災害対策本部の組織と事務分掌

**※災害対策本部の組織と事務分掌は現在、調整中です。**

19年度災害対策本部組織図



※1. 本部長は部長職にあるもの

総括班長は理事または部次長職にあるもの

消防部の本部員は南相馬消防署長及び南相馬市消防団長

※2. 配備検討会議は、気象予報の発表又は災害の発生状況により、どのような配備態勢による防災活動を実施すべきかを検討・決定する組織とし、事務局を防災対策課におく（詳細は一般応急 P4参照）

※3. 班長は資料編 P40（3-1-2 災害対策本部の各部組織参照）

## (2) 災害対策本部員会議

- ① 災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的を開催する。  
災害発生後の初回本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。
- ② 災害対策本部員は、所掌事項に関する必要な資料を会議に提出する。
- ③ 災害対策本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、復興企画部長(部長が不在のときは危機管理課長)にその旨を申し出る。
- ④ 協議事項
  - ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。
  - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
  - ウ 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
  - エ 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
  - オ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。
  - カ 自衛隊及び防災関係機関等に対する応援要請に関すること。
  - キ 防災に要する経費の支弁に関すること。
  - ク その他重要な防災に関すること。

## (3) 本部連絡員

- ① 各部は、本部長及び本部員会議の指示、決定事項等を確実に遂行し、迅速かつ円滑な災害対策を行うために、あらかじめ定める本部連絡員を置く。
- ② 本部連絡員は、総括班長がその任に当たり、常に所属部に常駐し、部内の密接な連携を図り、災害対策の推進を図る。
- ③ 本部連絡員は積極的に相互協力を行い、被害及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集並びにその整備に努める。

## (4) 各部各班の事務分掌

### ① 本部長及び副本部長

|             |   |  |
|-------------|---|--|
| 本部長<br>副本部長 | 1 災害対策の総括及び指揮に関すること<br>2 災害対策本部の設置・解散に関すること<br>3 避難準備・勧告・指示の決定に関すること<br>4 自衛隊の派遣要請の決定に関すること<br>5 災害救助法の救助発動の要請に関すること<br>6 広域応援要請の決定に関すること | 各章<br>第1章第1節<br>第6章第1節<br>第3章第2節<br>第20章<br>第3章第1節 |
|-------------|---|--|

② 総合対策部

| 班名                            | 事務分掌  |
|-------------------------------|---|
| 秘書班<br>(人事法務課、政策調査課、原町区地域振興課) | (初動対応期)<br>1 職員の参集基準及び各班の配備整備に関する事<br>2 通信回線や通信機器の確保に関する事<br>3 職員の厚生及び給食に関する事<br>4 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事<br>5 県及び他の市町村等に対する応援の求め、国・県等に対する職員の派遣要請等又は派遣のあっせんの求め及び受入等広域応援に関する事<br>6 災害対策本部員や職員のローテーション管理に関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する   |
| 広報記録班<br>(秘書広報課)              | (初動対応期)<br>1 被害状況の写真撮影等、災害状況の記録に関する事<br>2 防災行政無線の管理、運用に関する事<br>3 市民に対する被害状況の広報に関する事<br>4 報道機関に対する広報に関する事<br>5 本部長及び副本部長(教育長を除く)の車両配備等に関する事<br>6 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 生活支援情報、応急復旧情報の市民に対する広報に関する事<br>2 応急復旧活動状況の記録に関する事<br>3 り災証明の発行に関する事<br>4 近隣市町村及び他市町村の防災関係資料の収集・記録等に関する事<br>5 その他初動対応期の事務分掌を継承する |
| 情報収集班<br>(税務課)                | (初動対応期)<br>1 被災情報の収集・提供体制の整備に関する事<br>2 公共交通機関等関係機関との連絡調整、道路交通状況の把握に関する事<br>3 被災者に対する市民税の減免等や税に関する総合相談に関する事<br>4 生活支援情報、応急復旧情報等の取りまとめに関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 被災者に対する市民税の減免及び徴収猶予に関する事<br>2 災害対策本部の活動状況や実施した災害対策等の記録に関する事<br>3 り災台帳の作成に関する事   |
| 物資管理班<br>(財務課)                | (初動対応期)<br>1 各種応急対策に使用する資機材の調達の総括に関する事<br>2 車両の管理及び配車並びに他輸送機関への協力要請等総合的な輸送対策に関する事<br>3 臨時電話の設置に関する事<br>4 庁舎及び市有財産の被害調査、報告及び応急対策に関する事<br>5 市有財産を避難場所として利用するための受入調整に関する事  |

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>6 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行うこと</li> <li>7 各部の支援に関すること</li> <li>8 その他本部長の指示する事項</li> <li>9 救援物資の受入れ、管理に関すること</li> <li>10 緊急通行車両の確認申請に関すること</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 義援金受入れと配分に関すること</li> <li>2 災害応急対策費の予算措置及び契約に関すること</li> <li>3 その他初動対応期の事務分掌を継承する</li> </ul> |
|--|

③ 連絡調整部

| 班名                        | 事務分掌   |
|---------------------------|--|
| 連絡調整班<br>(企画経営課、情報政策課)    | <p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 県総合情報通信ネットワークからの情報の受理及び伝達に関すること</li> <li>2 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 国、県等に対する要望・陳情等に関すること</li> <li>4 近隣市町村との連絡調整に関すること</li> <li>5 災害対策現地本部との連絡調整に係ること</li> <li>6 市民及び報道機関からの苦情、問い合わせ等に関すること</li> <li>7 外国人等からの苦情、問い合わせに関すること</li> <li>8 その他本部長の指示する事項</li> <li>9 電気、鉄道、ガス、電話の被害状況把握に関すること</li> <li>10 庁内の連絡調整に関すること</li> <li>11 職員の安全の確保に関すること</li> <li>12 インターネット等高度情報システムを活用した災害情報の提供に関すること</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 初動対応期の事務分掌を継承する</li> </ul> |
| 地区担当班<br>(生涯学習課、地域教育課(G)) | <p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 地区の防災拠点施設(生涯学習センター)及び避難施設の被害調査及び報告に関すること</li> <li>2 地区防災拠点施設の開設及び運営に関すること</li> <li>3 避難施設の開設及び運営に関すること</li> <li>4 地区住民に対する広報に関すること</li> <li>5 災害対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>6 災害対策本部への支援職員要請に関すること</li> <li>7 その他本部長の指示する事項</li> <li>8 各行政区への連絡調整に関すること</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 初動対応期の事務分掌を継承する</li> </ul>  |

④ 市民生活部

| 班名                           | 事務分掌   |
|------------------------------|--|
| 災害総括班<br>(防災対策課、環境安全課、衛生施設課) | (初動対応期)<br>1 災害対策本部の庶務に関する事<br>2 本部長の命令・指示等の伝達に関する事<br>3 災害対策本部員会議の開催及び運営に関する事<br>4 総合的な災害対策の調整に関する事<br>5 各部各班の職員配備計画に関する事<br>6 被害状況の総括並びに県及び関係機関等への被害状況報告に関する事<br>と<br>7 地区担当班の編成、派遣に関する事<br>8 活動班の業務の指示に関する事<br>9 部内の連絡調整に関する事<br>10 塵芥及びし尿処理に関する事<br>11 緊急に必要とする仮設トイレの設置計画及び管理に関する事<br>12 その他本部長の指示する事項<br>13 情報収集班が収集した情報を踏まえた本部長の意思決定に係る補佐に関する事<br>14 本部長が決定した方針に基づく、班に対する具体的な指示に関する事<br>15 避難区域の設定に関する事<br>16 初動体制等災害対策本部体制に関する事<br>17 警報、避難の指示、緊急通報等の情報伝達等に関する事<br>18 避難実施要領の作成及び避難住民の誘導等に関する事<br>19 各種通信システムの起動、通信手段の状態の確認及び非常通信体制の確保に関する事<br>20 生活関連施設への指示に関する事<br>21 退避の指示、警戒区域の設定、生活関連等施設(本庁:消防団への指示)等に関する事<br>22 土砂災害警戒情報発表時の関係課への情報の伝達について<br>(応急復旧活動期)<br>1 生活支援情報、応急復旧情報の総括に関する事<br>2 災害廃棄物等の処理に関する事<br>3 がれき等の一時保管場所の確保に関する事<br>4 廃棄物及びし尿処理業者との連絡調整に関する事<br>5 ねずみ族、昆虫の駆除に関する事<br>6 仮設トイレの管理に関する事<br>7 その他初動対応期の事務分掌を継承する |
| 市民班<br>(市民課)                 | (初動対応期)<br>1 市民からの問い合わせ等に関する事<br>2 災害対策本部との連絡調整に関する事<br>3 応急救助のための食料品類及び生活必需品等の確保・調達及び配給に関する事<br>4 部内の連絡調整に関する事  |

|  |  |
|--|--|
|  | 5 その他本部長の指示する事項<br>6 避難住民の運送体制に関する事<br>7 愛玩動物等の保護等に関する事<br>8 外国人の安否情報の収集等に関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 市民相談窓口の開設と運営に関する事<br>2 災害時要援護者の支援に関する事<br>3 遺体の収容、一次保存、処理及び埋葬に関する事<br>4 その他初動対応期の事務分掌を継承する<br>5 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関する事<br>6 被災者に対する国民健康保険税の減免及び徴収猶予に関する事 |
|--|--|

⑤ 健康福祉部

| 班名                        | 事務分掌   |
|---------------------------|--|
| 社会福祉班<br>(社会福祉課、男女共同こども課) | (初動対応期)<br>1 所管施設の被害調査及び報告に関する事<br>2 所管施設を避難施設として利用する場合の受入調整に関する事<br>3 避難施設開設の状況及び集計に関する事<br>4 避難施設運営の総括に関する事<br>5 り災児童の援護に関する事<br>6 所管施設の応急復旧に関する事<br>7 ボランティアの受入れ及び活動状況の把握に関する事<br>8 災害対策本部との連絡調整に関する事<br>9 部内の連絡調整に関する事<br>10 避難施設の開設及び運営に関する事<br>11 災害時要援護者の被災状況把握、誘導、救護に関する事<br>12 障がい者、その他特に配慮を要する者に対する安全確保、情報伝達、及び支援体制に関する事<br>13 避難支援プランに関する事<br>14 安否情報の収集・提供に関する事<br>15 市社会福祉協議会の活動支援、日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整、救援の全般に関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 応急保育に関する事<br>2 保育幼児の健康管理に関する事<br>3 り災者に対する援護対策に関する事<br>4 ボランティアの派遣に関する事<br>5 被災者のり災台帳に関する事<br>6 その他初動対応期の事務分掌を継承する<br>7 被災者に対する保育料の減免及び徴収猶予に関する事<br>8 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関する事 |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 高齢福祉班<br>(高齢福祉課、健康づくり課、高松ホーム) | <p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告に関すること</li> <li>2 施設入所者の避難誘導に関すること</li> <li>3 災害時要援護者の被災状況把握、誘導、救護に関すること</li> <li>4 所管施設の応急復旧に関すること</li> <li>5 避難施設の開設及び運営に関すること</li> <li>6 防疫活動の総合調整に関すること</li> <li>7 医療救護施設及び救護班との連携に関すること</li> <li>8 原町区の防疫に関すること</li> </ol> <p>(応急復旧活動期)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時要援護者の支援に関すること</li> <li>2 その他初動対応期の事務分掌を継承する</li> <li>3 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関すること</li> <li>4 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関すること</li> </ol> |
|-------------------------------|---|

⑥ 経済部

| 班名                             | 事務分掌  |
|--------------------------------|---|
| 農林対策班<br>(農林水産課、原町区産業課)        | <p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業施設及び農林畜産物並びに水産物の被害調査及び報告に関すること</li> <li>2 ダム施設及び工業用水道施設の被害調査並びに報告に関すること</li> <li>3 農林水産業施設、ダム施設、ため池及び工業用水道施設の応急復旧に関すること</li> <li>4 農林業被害の応急対策に関すること</li> <li>5 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること</li> <li>6 米穀の調達に関すること</li> <li>7 家畜の防疫に関すること</li> <li>8 災害対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>9 その他本部長の指示する事項</li> <li>10 備蓄物資の配分等に関すること</li> <li>11 緊急物資等の運送に係る指定地方公共機関等との連絡に関すること</li> <li>12 農水産物の供給に関すること</li> </ol> <p>(応急復旧活動期)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災農家に対する融資等に関すること</li> <li>2 その他初動対応期の事務分掌を継承する</li> <li>3 農林水産業関係の被害調査・応急対策に関すること</li> <li>4 家畜の防疫及び死亡獣畜処理等に関すること</li> <li>5 応急復旧資材等の調達に関すること</li> </ol> |
| 商工観光班<br>(商工労政課、観光交流課、街なか賑わい創) | <p>(初動対応期)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行うこと</li> <li>2 土木班の指示による作業従事に関すること</li> <li>3 各部の支援に関すること</li> </ol>   |

|     |   |
|-----|---|
| 出課) | 4 商工観光施設及び商工業の被害調査及び報告に関すること<br>5 危険物等の二次災害の防止のための応急対策活動に関すること<br>6 企業等との連絡調整に関すること<br>7 その他本部長の指示する事項<br>8 関係団体等との情報連絡及び調整に関すること<br>(応急復旧活動期)<br>1 被害事業者に対する融資等に関すること<br>2 労務等の確保・供給に関すること<br>3 その他初動対応期の事務分掌を継承する |
|-----|---|

⑦ 建設部

| 班名                                | 事務分掌   |
|-----------------------------------|--|
| 都市計画<br>班(都市計画<br>課、原町区<br>都市整備課) | (初動対応期)<br>1 所管施設の被害調査及び報告に関すること<br>2 所管施設利用者の避難誘導に関すること<br>3 所管施設を避難施設として利用する場合の受入調整に関すること<br>4 緊急を要する仮設住宅の建設に関すること<br>5 住宅被害収集の協力に関すること<br>6 所管施設の応急復旧に関すること<br>7 仮設トイレの設置に係る監督業務に関すること<br>8 仮設住宅及び建設部所管施設の応急復旧に係る資機材の調達に関する<br>こと<br>9 ヘリポートの確保・運用に関すること<br>10 市庁舎等市有財産の応急復旧に関すること<br>11 災害対策本部との連絡調整に関すること<br>12 部内の連絡調整に関すること<br>13 その他本部長の指示する事項<br>14 市営住宅に関すること<br>15 公園の保全に関すること<br>(応急復旧活動期)<br>1 避難施設の改善に関すること<br>2 応急仮設住宅の建設に関すること<br>3 住宅の応急修理に関すること<br>4 建築相談の実施に関すること<br>5 その他初動対応期の事務分掌を継承する<br>6 応急仮設住宅の運営に関すること<br>7 建築の制限、緩和等に関すること |
| 土木班<br>(土木課、原<br>町区建設課)           | (初動対応期)<br>1 道路、河川、海岸施設等公共土木施設の被害調査及び報告に関すること<br>2 水防活動に関すること<br>3 緊急交通路の啓開及び道路の応急復旧に関すること<br>4 仮設道路・橋梁の建設、交通規制等の応急交通対策に関すること<br>5 河川・海岸等公共土木施設及び所管施設の応急復旧に関すること   |

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>6 地すべり等土砂災害の応急対策に関すること</li> <li>7 交通規制、代替道路等の広報に関すること</li> <li>8 その他本部長の指示する事項</li> <li>9 土木資機材等に関すること</li> <li>10 交通規制に係る調整等に関すること</li> <li>11 市街地等の被害状況調査、応急対策に関すること</li> <li>12 土砂災害危険地域の点検と情報収集について</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 土木関係施設の被害集計及び応急対策の総括に関すること</li> <li>2 その他初動対応期の事務分掌を継承する</li> <li>3 用地の確保，土地の使用・提供等に関する調査，体制に関すること</li> <li>4 下水道区域内排水路の応急対策に関すること</li> </ul> |
|---|

⑧ 上下水道部

| 班名             | 事務分掌  |
|----------------|---|
| 水道班<br>(水道課)   | <p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査(消火栓を含む) 及び報告に関すること</li> <li>2 水源の調査及び水質に関すること</li> <li>3 応急配水管及び仮設給水管設置に関すること</li> <li>4 所管施設の応急復旧に関すること</li> <li>5 被災地域への応急給水に関すること</li> <li>6 断水等の広報に関すること</li> <li>7 災害対策本部との連絡調整に関すること</li> <li>8 その他本部長の指示する事項</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 初動対応期の事務分掌を継承する</li> </ul> |
| 下水道班<br>(下水道課) | <p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告に関すること</li> <li>2 下水道施設の応急復旧に関すること</li> <li>3 下水道施設の被災状況等の広報に関すること</li> <li>4 その他本部長の指示する事項</li> </ul> <p>(応急復旧活動期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 初動対応期の事務分掌を継承する</li> </ul>  |

⑨ 医療対策部

| 班名                | 事務分掌   |
|-------------------|--|
| 医療対策班<br>(市立総合病院) | <p>(初動対応期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害調査及び報告に関すること</li> <li>2 入院患者及び外来患者の安全確保と医療確保に関すること</li> <li>3 医療救護班の編成と医療救護所の開設及び運営に関すること</li> <li>4 医療救護対策本部に協力すること</li> <li>5 災害対策本部との連絡調整に関すること</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | 6 その他本部長の指示する事項<br>7 医療救護班の編成及び医療救護所における医療の提供及び助産に関すること<br>8 医薬品の管理、配分及び調整に関すること<br>9 管理する施設における被害調査及び応急復旧に関すること<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する |
|--|--|

⑩ 教育部

| 班名                       | 事務分掌   |
|--------------------------|--|
| 教育総務班<br>(教育総務課)         | (初動対応期)<br>1 教育委員会職員の動員に関すること<br>2 学校教育施設の被害調査及び報告に関すること<br>3 避難施設となる所管施設の避難施設開設に関すること<br>4 教育長の秘書及び車両配備等に関すること<br>5 学校教育施設の応急復旧に関すること<br>6 災害対策本部との連絡調整に関すること<br>7 部内の連絡調整に関すること<br>8 その他本部長の指示する事項<br>9 災害時における教育行政の総合調整に関すること<br>(応急復旧活動期)<br>1 教育委員会所管施設の被害状況集計及び総括に関すること<br>2 教育関係義援金品等の受付及び配布に関すること<br>3 避難施設運営の協力に関すること<br>4 その他初動対応期の事務分掌を継承する |
| 学校教育班<br>(学校教育課)         | (初動対応期)<br>1 教職員の動員に関すること<br>2 児童・生徒の避難誘導及び応急対策等に関すること<br>3 被災児童・生徒の状況把握及び援護に関すること<br>4 各学校の連絡調整に関すること<br>5 炊出しに関すること<br>6 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 応急教育に関すること<br>2 被災児童・生徒に対する学用品の支給に関すること<br>3 幼児、児童・生徒の健康管理に関すること<br>4 その他初動対応期の事務分掌を継承する  |
| 生涯学習班<br>(生涯学習課、スポーツ振興課) | (初動対応期)<br>1 社会教育施設及びスポーツ施設の来館者等の避難誘導に関すること<br>2 所管施設の被害調査及び報告に関すること<br>3 避難施設となる所管施設の避難施設開設に関すること<br>4 所管施設の応急復旧に関すること<br>5 災害対策本部との連絡調整に関すること  |

|                |   |
|----------------|---|
|                | 6 部内の連絡調整に関する事<br>7 その他本部長の指示する事項<br>8 社会教育及びスポーツ関係団体等との連絡調整に関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する   |
| 文化財班<br>(文化財課) | (初動対応期)<br>1 所管施設の被害調査及び報告に関する事<br>2 文化財の被害調査及び報告に関する事<br>3 所管施設の応急復旧に関する事<br>4 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 文化財の復旧に関する事<br>2 その他初動対応期の事務分掌を継承する |

⑪ 活動部

| 班名                                  | 事務分掌  |
|-------------------------------------|---|
| 救接受入班<br>(自治振興課)                    | (初動対応期)<br>1 自衛隊及び他関係職員の受入れ及び活動状況の把握に関する事<br>2 自衛隊及び広域支援職員の派遣要請及び受入れに関する事<br>3 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関する事<br>4 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する  |
| 活動班<br>(博物館、図書館、議会事務局、選管、監査、農業委員会等) | (初動対応期)<br>1 本部長及び災害総括班の指示により、他班の担当する業務の支援を行う事<br>2 土木班の指示による作業従事に関する事<br>3 各部の支援に関する事<br>4 議員との連絡調整に関する事<br>5 市議会との連絡調整に関する事<br>6 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 被害状況の調査集計に関する事<br>2 その他初動対応期の事務分掌を継承する |
| 会計班<br>(会計課)                        | (初動対応期)<br>1 現金及び物品の出納及び保管に関する事<br>2 その他本部長の指示する事項<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する  |

⑫ 消防部

| 班名   | 事務分掌   |
|------|--|
| 消防署班 | (初動対応期)<br>1 消防計画に基づく救助・救急・消防等に関する事<br>2 地域住民への避難勧告・指示の伝達、避難誘導に関する事<br>3 危険箇所への立入禁止又は規制に関する事<br>4 救助、救急活動に関する事<br>5 その他本部長の指示する事項<br>6 自主防災組織の支援に関する事  |
| 消防団班 | 1 消防及び水防活動に関する事<br>2 行方不明者の捜索に関する事<br>3 災害対策本部との連絡調整に関する事<br>4 その他本部長の指示する事項<br>5 警備体制に関する事<br>6 情報収集・提供等の体制に関する事<br>7 警備情報の収集に関する事<br>8 通信体制に関する事<br>9 装備・資機材に関する事<br>10 避難住民の誘導に関する事<br>11 交通規制に係る協力に関する事<br>12 生活関連等施設の安全確保に関する事<br>13 救助、救急活動に関する事<br>(応急復旧活動期)<br>1 初動対応期の事務分掌を継承する |

(5) 応援職員の要請

災害対策本部の各部長は、災害応急活動を実施するにあたり、職員が不足し迅速かつ適切な活動が困難と判断した場合は、総合対策部長に応援職員の派遣を要請する。

要請を受けた総合対策部長は、総合対策部秘書班に指示し、状況が許す限りにおいて応援職員の派遣又は活動部の班の派遣を行うものとする。

(6) 職員の福利厚生等

本部長は、災害対策に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、福利厚生の充実を図るものとする。

① 宿泊施設等の確保

総合対策部秘書班は、災害対策に従事する職員の宿泊及び一時的な仮眠施設を、公共施設、民間施設等の一時借り上げによって確保・調整する。

## ② 食糧等の調達

総合対策部秘書班は、災害対策に従事する職員への食糧等を備蓄物資、炊出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

## ③ 職員の家族等に対する配慮

各部長は、職員の家族ないし家屋等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合は、災害対策本部員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認めるものとする。この場合、本部長の承認を得るものとする。その後、本部長は、連絡調整部連絡調整班に指示し、状況が許す限りにおいて応援職員の派遣又は活動部の班の派遣を行うものとする。

また、大規模な災害発生時には、24 時間体制による防災活動が必要になることから、適切な班編成と人員の配置に努めるものとする。

## 6 区災害対策本部

区対策本部長は災害が発生した場合において災害の規模その他状況により特に必要があると認めたときは、組織及び設置場所等を定めて区役所ごとに区災害対策本部を設置し、速やかに災害対策本部に連絡する。

### (1) 設置場所

地域振興課(小高区)、地域振興課(鹿島区)

### (2) 区災害対策本部の組織体制

区における災害の対応のため本部長が図 3-4 のとおり定める。

区災害対策本部を設置する場合の例

- ・特定の地域に被害が集中し、現地で対応することが多く見られる場合
- ・災害の規模が大きく、災害の初動期において全体での対応が困難な場合

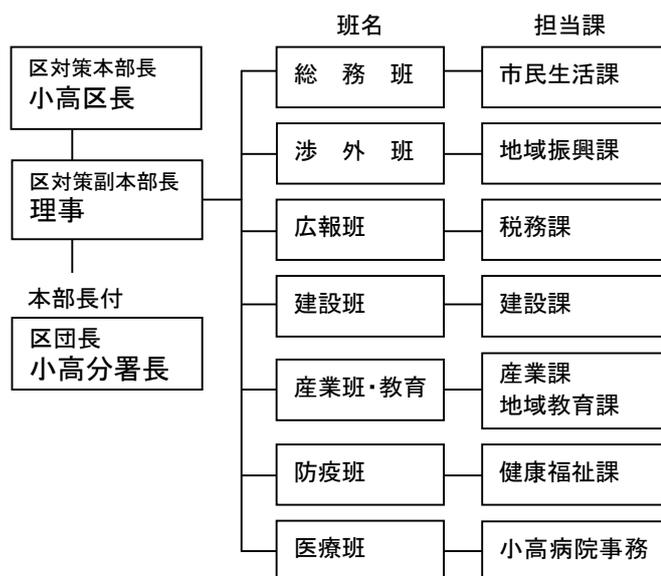
区災害対策本部を解散する場合の例

- ・区災害対策本部での業務が安定し、全体での業務で対応できると判断した場合
- ・初動期における混乱が収まり、全体での対応が可能になった場合
- ・災害応急対策が終了した場合

## 区対策本部(小高区)

小高区対策本部

区対策本部の事務局は、小高区役所市民生活課に置き、  
区対策本部の組織は次の通りとする。

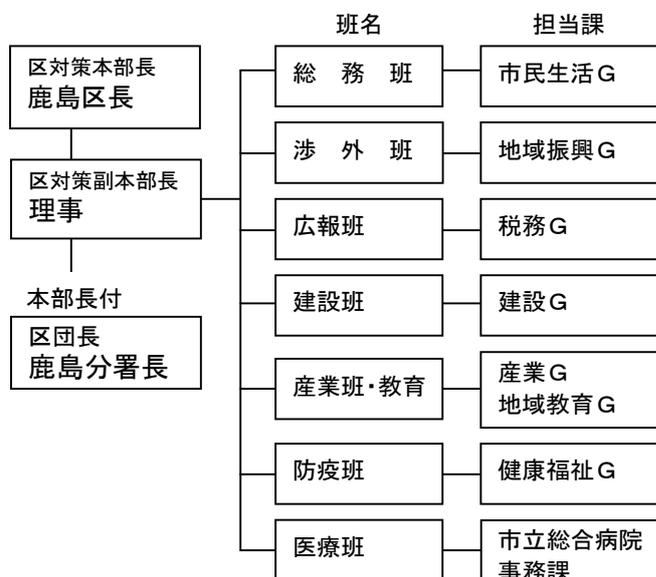


※ 班長は担当課長とする。

## 区対策本部(鹿島区)

鹿島区対策本部

区対策本部の事務局は、鹿島区役所市民生活Gに置き、  
区対策本部の組織は次の通りとする。



※ 班長は担当課長とする。

### 区対策本部における所掌業務

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 総務班   | 1 職員の参集に関すること                |
| 小高区   | 2 行政区、民生委員への連絡調整に関すること       |
| 市民生活課 | 3 区対策本部員や職員のローテーション管理に関すること  |
| 鹿島区   | 4 区対策本部員の食糧の調達等庶務に係る事項に関すること |
| 市民生活G | 5 車両の調達に関すること                |
|       | 6 緊急通行車両の確認申請に関すること          |
|       | 7 義援金品の受付及び配送に関すること          |
|       | 8 義援金品の配分に関すること              |
|       | 9 緊急物資等の運送及び配分に関すること         |
|       | 10 区役所庁舎における被害調査及び応急復旧に関すること |
|       | 11 災害対策本部との連絡調整に関すること        |

|   |  |
|---|--|
| 渉外班<br>小高区<br>地域振興課<br>鹿島区<br>地域振興G                   | 1 警察署、相馬地方広域消防本部、南相馬消防署、小高分署、鹿島分署との連携に関する事<br>2 市民の権利利益の救済に関する手続きに関する事<br>3 庁内の連絡調整に関する事   |
| 広報班<br>小高区<br>税務課<br>鹿島区<br>税務G                       | 1 地域災害に関する広報及び広聴に関する事<br>2 写真等による被災情報の記録・収集等に関する事<br>3 被災者に対する市民税の減免及び徴収猶予に関する事  |
| 建設班<br>小高区<br>建設課<br>鹿島区<br>建設G                       | 1 住宅等の建設、補修等のための融資等に関する事<br>2 仮設住宅の運営に関する事<br>3 市営住宅に関する事<br>4 公園の保全に関する事<br>5 市街地等の被害状況調査、対策に関する事<br>6 被災者住宅再建支援制度に関する事<br>7 建築の制限、緩和等に関する体制整備に関する事<br>8 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する事<br>9 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備に関する事<br>10 特殊車両の通行許可に関する事<br>11 道路及び橋りょうの保全に関する事<br>12 水防に関する事<br>13 河川道路等における障害物の除去に関する事<br>14 土木資機材等に関する事 |
| 産業班・教育班<br>小高区<br>産業課<br>地域教育課<br>鹿島区<br>産業G<br>地域教育G | 1 関係団体等との情報連絡及び調整に関する事<br>2 経済団体及び商工会との連絡調整に関する事<br>3 観光客に対する観光情報の提供及び観光施設管理者との連絡調整に関する事<br>4 教育施設の被害状況調査、対策に関する事<br>5 災害時における教育行政の総合調整に関する事<br>6 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事<br>7 園児・児童生徒の安全確保及び支援に関する事<br>8 社会教育施設の被害状況調査、対策に関する事<br>9 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事<br>10 文化財の保護に関する事<br>11 文化施設等の被害状況調査、対策に関する事                            |
| 防疫班<br>小高区<br>健康福祉課<br>鹿島区<br>健康福祉G                   | 1 移動制約者、困難者の輸送体制の整備に関する事<br>2 安否情報の収集・提供に関する事<br>3 被災者に対する保育料の減免及び徴収猶予に関する事<br>4 要援護者のデータベースの管理に関する事<br>5 被災者の捜索及び救出に関する事<br>6 防疫その他の保健衛生に関する事   |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
|                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>7 医療救護に係るボランティアの受け入れに関する事</li> <li>8 社会福祉協議会活動の支援、日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整、災害救助の全般に関する事</li> <li>9 住民の健康維持、保健衛生及び精神衛生管理に関する事</li> <li>10 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事</li> <li>11 被災者に対する介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事</li> <li>12 高齢者の輸送体制の整備に関する事</li> <li>13 災害時における環境衛生、環境汚染の防止に関する事</li> <li>14 埋葬及び火葬に関する事</li> <li>15 避難者の輸送体制に関する事</li> <li>16 被災者に対する国民健康保険税の減免及び徴収猶予に関する事</li> <li>17 廃棄物(し尿を含む)の処理に関する事</li> </ul> |
| 医療班<br>小高区<br>小高病院<br>事務課<br>鹿島区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護所における医療救護に関する事</li> <li>2 医薬品の管理、配分及び調整に関する事</li> <li>3 民間協力団体に対する医療救護活動の要請に関する事</li> <li>4 管理する施設における被害調査及び応急対策に関する事</li> </ul>   |

## 7 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合、又は当該災害にかかる応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づく救助が完了した場合に解散する。

## 8 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したときは、連絡調整部連絡調整班は速やかに次の各機関に通知する。

- (1) 県知事
- (2) 防災会議委員
- (3) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (4) 陸上自衛隊
- (5) 南相馬警察署
- (6) 公共的団体及び防災上重要な機関
- (7) 災害時相互応援協定を締結している自治体等

## 9 職務・権限の代行

市長が事故等で職務・権限を遂行できない場合は、以下の順位により代行する。

- ・第1順位 副市長

- ・第2順位 復興企画部長

また、各部長・連絡員の代行は、各部においてあらかじめ定めた職員とする。

## 10 災害対策本部の必要備品

総合対策部物資管理班は、災害対策本部室の必要備品として以下のものを本部室に配備するものとする。

- ・優先電話、ファクシミリ、防災行政無線、消防無線、庁内放送設備等の通信機器
- ・テレビ、ラジオ、パソコン等の情報機器
- ・複写機
- ・被害状況図版、住宅地図、その他地図類
- ・福島県地域防災計画、市地域防災計画その他防災関係の図書等
- ・災害時における各種様式・帳簿等
- ・筆記具等事務用品
- ・ハンドマイク、懐中電灯等
- ・その他必要資機材

## 第2節 防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき設置し、市地域防災計画の作成及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

所掌事務

- 1 南相馬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- 2 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- 3 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 第1 防災会議の招集

本部長は、災害の規模が大きく、防災関係機関相互の協力体制の確立が必要と認めた場合は、市防災会議の構成員を招集し、防災会議を開催する。

本部長は、防災会議の招集を決定する場合は、あらかじめ、本部員会議において討議し、決定するものとする。

資料4-1 南相馬市防災会議条例

資料4-2 南相馬市防災会議組織

### 第2 防災会議での検討事項

災害対策本部が設置されている段階での防災会議の開催は、相互協力体制の確立を前提として行われるもので、以下の次項について討議する。

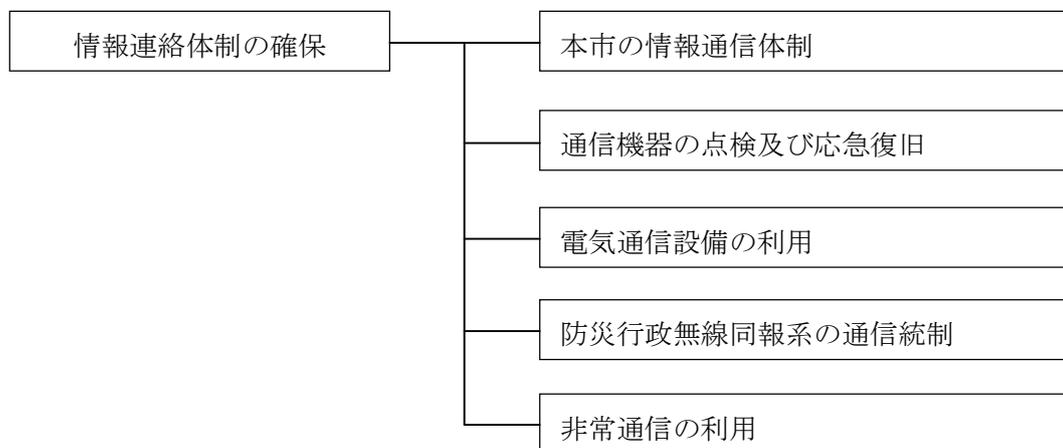
- (1) 相互協力を図る事項の確認
- (2) 職員の相互応援体制の検討
- (3) 物資・資機材の相互応援体制の検討
- (4) その他相互応援が必要な事項に関する検討

## 第2章 情報の収集伝達

### 第1節 情報連絡体制の確保

|     |            |  |
|-----|------------|--|
| 主管  | 総合対策部広報記録班 | 電気通信設備の管理運用、防災行政無線の管理、運用               |
| 関係部 | 連絡統制部連絡調整班 | 県総合情報通信ネットワークの管理運用、各種の情報ネットワークからの情報収集等 |

#### 【応急対策の体系】



#### 第1 本市の情報通信体制

災害時における本市の情報通信体制は次のとおりである。

| 通信システム              | 利用内容等  |
|---------------------|--|
| 有線通信設備<br>(NTT公衆回線) | ・職員との連絡、県及び関係防災機関との連絡等における基本的な情報通信手段                               |
| 防災行政無線              | 同報系<br>・災害時における市民への広報活動等に利用する。<br>・基地局、屋外拡声子局、戸別受信機                |
|                     | 地域防災系<br>移動系<br>・災害時における各班及び市内の各防災関連施設等との連絡に活用する。<br>・基地局、半固定局、移動局 |
| 福島県総合情報通信ネットワーク     | ・県及び防災関係機関との連絡等に利用する。  |
| 各種情報網               | ・テレビ、ラジオ等の報道機関からの情報の収集<br>・インターネット、パソコン通信等の各種情報ネットワークからの情報の収集      |

## 第2 通信の確保

### 1 災害時の通信手段

- (1) 市は災害発生後直ちに防災行政無線基地局、県総合情報通信ネットワーク、電話、ファクシミリ、パソコン等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。
- (2) 市が行う災害に関する情報の伝達もしくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話(加入電話)、無線通信及び防災行政無線により速やかに行う。
- (3) 加入者電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。  
また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番「102」通話により接続を依頼する。
- (4) 市は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。  
その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、もしくは担当部署への割り振りを行う。
- (5) 情報通信手段が制約される場合、市は上記のうち使用可能な手段が確認され次第、県及び防災関係機関に対し、当該手段で連絡するよう速やかに周知するものとする。

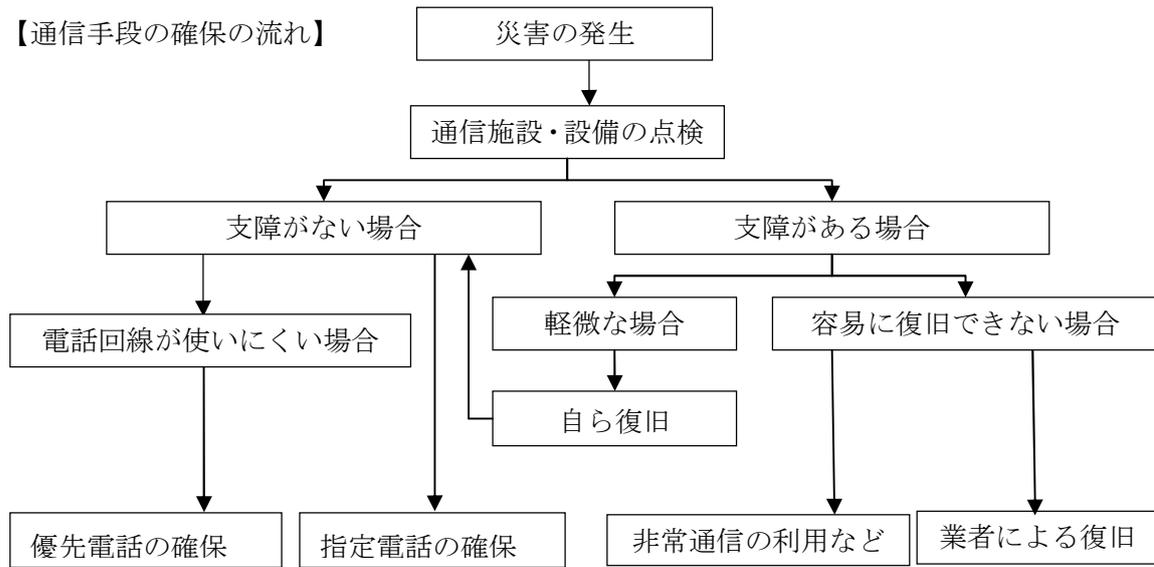
### 2 各種通信施設の利用

- (1) 非常通信の利用  
市は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・南相馬警察署・東北電力(株)相双営業所、社団法人アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

## 第3 通信機器の点検及び応急復旧

総合対策部広報記録班、連絡調整部連絡調整班は、災害の発生のおそれがある場合又は災害発生後、直ちに防災行政無線基地局、県総合情報通信ネットワーク、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。

【通信手段の確保の流れ】



## 第4 電気通信設備の利用

### 1 指定電話による連絡等

災害時における関係防災機関との相互連絡については、あらかじめ定められている指定電話による。指定電話については、日常業務等での使用を制限するとともに、広報記録班は、通信事務従事者を配置し、総合対策部総括班長の統括のもと通信連絡にあたる。

### 2 災害時優先電話の利用

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等については、電気通信設備の優先利用(災害時優先電話)を行うことができる。

そのため、市は、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめNTT東日本福島支店に登録しておくものとする。ただし、災害時において緊急の場合は、あらかじめ登録していない加入電話でも、非常電話・緊急電話に該当すると認められる場合は優先利用が可能であることから、広報記録班は、必要に応じて災害時優先電話の登録を行うものとする。

### 3 電子メールの利用

市は電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとする。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することの内容に、情報の受けてはすみやかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署の割り振りを行う。

## 第5 防災行政無線(同報系、移動系)の通信統制

防災行政無線(同報系、移動系)については、通常の配備体制による使用を原則とするが、回線が混雑し、通信回線の確保を図るために必要と認められる場合は、総合対策部広報記録班は、移動局の集中管理、通話の統制等必要な措置を講じる。

## 第6 非常通信の利用

県及び防災関係機関との連絡等において、加入電話が不通となり、かつ、防災行政無線、県総合情報通信ネットワーク等での情報通信では対応が困難な場合においては、広報記録班は、南相馬アマチュア無線クラブ等の協力を得て、その無線通信施設の利用を図るものとする。

資料4-7 災害非常無線通信の協力に関する協定

## 第2節 情報の収集・伝達

### 第1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害情報の収集・伝達については、市地域防災計画(震災対策 災害応急対策計画)に定めるところによるが、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあるため、下記について留意する。

- 1 津波注意報、津波警報及び地震情報について、各関係機関連携の下に、迅速かつ正確に伝達できる体制及び迅速な避難体制の確立を図る。
- 2 市及び防災関係機関は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。
- 3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な方法の収集に努めるものとする。

## 第2 津波予報の種類と予報文等

| 種類    | 発表基準  | 発表される津波の高さ               |            | 想定される被害と取るべき行動  |
|-------|---|--------------------------|------------|---|
|       |   | 数値での発表(津波の高さ予想の区分)       | 巨大地震の場合の発表 |   |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。                            | 10m超<br>(10m<予想高さ)       | 巨大         | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。<br>ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。              |
|       |   | 10m<br>(5m<予想高さ<br>≤10m) |            |   |
|       |   | 5m<br>(3m<予想高さ<br>≤5m)   |            |   |
| 津波警報  | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。                       | 3m<br>(1m<予想高さ<br>≤3m)   | 高い         | 標高の低い所では津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。<br>ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難して下さい。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1m<br>(0.2m<予想高さ<br>≤1m) | (表記しない)    | 海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。<br>ただちに海から上がって、海岸から離れて下さい。                  |

## 第3 津波注意報・警報標識

消防部は、津波注意報及び警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は次の方法による。

●津波注意報標識

| 標識の種類               | 標 識                    |                            |
|---------------------|------------------------|----------------------------|
|                     | 鐘 音                    | サイレン音                      |
| 津波注意報標識             | 3点と2点の斑打ち<br>●—●—● ●—● | 約10秒<br>○—— ○——<br>約2秒     |
| 津波注意報及び<br>津波警報解除標識 | 1点2個と2点の斑打ち<br>● ● ●—● | 約10秒 約1分<br>○—— ○——<br>約3秒 |

●津波警報標識

| 標識の種類   | 標 識               |                            |
|---------|-------------------|----------------------------|
|         | 鐘 音               | サイレン音                      |
| 津波警報標識  | 2点<br>●—● ●—● ●—● | 約5秒<br>○—— ○——<br>約6秒      |
| 大津波警報標識 | 連点<br>●—●—●—●—●—● | 約3秒<br>○—— ○——<br>約2秒 短声連点 |

※ 鳴鐘、吹鳴の反復は適宜とする。

## 第4 津波予報の伝達系統

復興企画部災害総括班は、県総合情報通信ネットワーク、注意報・警報、テレビ、ラジオ等の報道機関から津波予報を受理した場合は、直ちに総合対策部広報記録班に伝達する。総合対策部広報記録班長は、電話及び防災行政無線により、関係消防団分団及び地域住民に津波予報を伝達する。

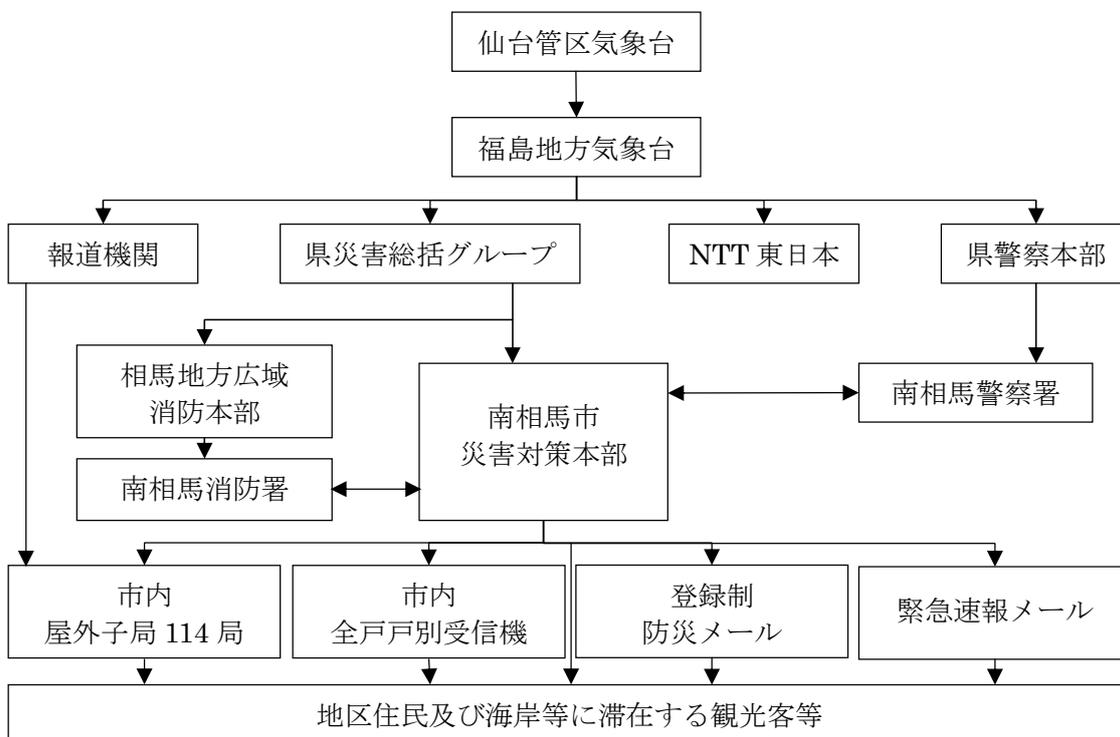
消防団分団は、ポンプ車等の消防車両等を用いて、地域住民に広報する。

津波警報等が発表された場合は、防災行政無線や広報車による広報、テレビ・ラジオ、携帯電話への緊急情報等メールサービスなどあらゆる伝達手段を用いて一刻も早く沿岸部の住民や観光客等に伝達する。

防災関係機関は、次の津波警報等伝達系統図により、可能な限り迅速、的確に伝達する。

なお、到達予想時刻、津波高さ等、津波に関する情報の伝達は、津波警報等の伝達に準じて行う。

## 【津波予報の伝達系統】



### 1 福島地方気象台

福島地方気象台は、福島県を対象区域とする津波警報等又は「津波に関する情報」を受理したときは、津波警報等伝達系統図により速やかに、防災情報提供システムにより市に伝達する。

### 2 県

福島地方気象台から通報される情報は、県民安全総室(県庁防災行政無線統制室)が受理し、県防災行政無線(総合情報通信ネットワーク)により直ちに市、消防機関、県出先機関に伝達する。

### 3 市

- (1) 市は予め定めた連絡体制により、勤務時間外においても、県総合情報ネットワークにより伝達される情報を、担当部課長へ迅速・確実に伝える
- (2) 情報の伝達を受けたときは、内部伝達組織により関係部課に周知徹底するとともに、速やかに住民その他関係のある団体に周知徹底させる  
なお、定められた伝達ルート以外で津波警報等を覚知したときも直ちに住民に伝達するものとする
- (3) 津波警報等及び情報の受理後は、ラジオ、テレビの報道に注意をするとともに、的確な情報の把握に努める。

#### **4 東日本電信電話株式会社**

東日本電信電話株式会社(エヌ・ティ・ティ ソルコ株式会社情報案内サービス事業本部仙台センタ) は、津波警報を受理したときは、一般通信に優先してFAXにより市に伝達する。

#### **5 放送機関**

放送機関は、福島地方気象台から津波警報の情報を受けたときは、速やかに放送を行うものとする。

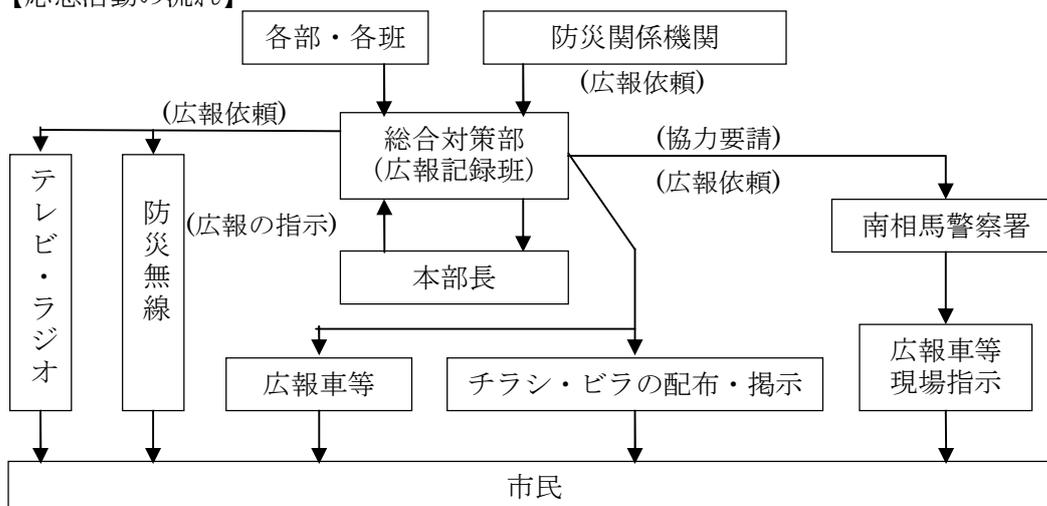
### 第3節 広報・広聴活動

市は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難施設への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。また、市民の相談窓口を設置し、被災者の不安や悩みの解消に努めるなど、広聴活動を実施する。

#### 【実施担当部署】

|     |            |                           |
|-----|------------|---------------------------|
| 主 管 | 総合対策部広報記録班 | 各種広報活動の推進                 |
|     | 連絡調整部連絡調整班 | 市民、報道機関等からの電話への対応、外国人への対応 |
|     | 市民生活市民班    | 市民相談窓口の設置と広聴活動の推進         |
| 関係部 | 総合対策部情報収集班 | 各種情報の収集管理と伝達              |
|     | 連絡調整部地区担当班 | 地区防災拠点における広報と市民相談の対応      |
|     | 健康福祉部社会福祉班 | 災害時要援護者への対応               |

#### 【応急活動の流れ】



### 第1 災害広報活動

総合対策部広報記録班は、情報収集班からの情報を受理し、災害情報、生活支援情報、復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。また、災害直後等における市民、報道機関等からの問い合わせ等の電話については、連絡調整部連絡調整班が対応する。

#### 1 災害後の段階に応じた広報活動

|                 | 災害情報                                       | 生活支援情報                                   | 復旧情報                   | その他                       |
|-----------------|--|--|------------------------|---------------------------|
| 緊急初動期<br>(1日程度) | 被害概況情報<br>交通規制等の情報<br>避難勧告等の情報<br>二次災害防止情報 | 避難施設情報                                   |                        | 被災者情報                     |
| 初動期<br>(3日程度)   | 被害概況情報<br>ライフライン情報<br>交通規制等情報<br>避難勧告等の情報  | 避難施設情報<br>給水・給食場所情報<br>救護所等情報<br>仮設トイレ情報 | ライフライン復旧情報<br>交通施設復旧情報 | 被災者情報<br>行政関連情報<br>救援活動情報 |
| 初動期以降           | 被害詳細情報                                     | 各種生活支援情報                                 | 各種復旧情報                 | 行政施策情報<br>学校教育情報          |

## 2 広報活動の方法等

市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、みなみそうまチャンネル、臨時災害FMの開設、さらに既存のコミュニティFM放送局等を活用し、広報活動を行う。

### (1) 災害後の段階に応じた広報活動の方法等

|       | 広報活動の基本方針  | 広報手段・方法等  |
|-------|--|---|
| 緊急初動期 | 被災者の救助救護、二次災害の防止等に重点をおいて広報活動を行うものとする。  | 広報は、広報車、車載拡声器、メガホン、口頭、掲示、防災行政無線による広報、職員による伝令・伝達、インターネット・ソーシャルネットワークサービス、携帯電話、公共情報コモンズ、報道機関等、あらゆる手段を活用する。<br>特に、避難勧告、二次災害の防止に関する情報については市民への情報伝達の徹底を図る。 |
| 初動期   | 市民生活の安定と被災者への支援を基本として広報活動を行う。  | 緊急初動期の広報活動を継続するほか、広報紙の配布、避難所における掲示板への掲示を行う。   |
| 初動期以降 | 応急復旧活動、生活支援活動等が本格化した段階においては、市民生活の安定・再建と、日常的な社会活動の再開を目指して、各種生活支援情報、各種応急復旧情報、行政施策情報、学校教育情報等を広報する。<br>特に被災した市民を対象とした各種の行政情報については、市民に十分伝達されるように配慮する。 |   |

(2) インターネット等を利用した広報の留意点

インターネットを利用して広報を行う場合、以下の点に留意する。

- ① 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
- ② 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。
- ③ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
- ④ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知するものとする。

(3) 公共情報コモンズを利用した広報

市は公共情報コモンズに災害情報等を発信し、多様な媒体を通じて速やかに住民へ伝達できるようにする。

### 3 広報する内容

(1) 地域の被害状況に関する情報

(2) 地域の避難に関する情報

- ① 避難の勧告に関すること
- ② 収容施設に関すること
- ③ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

(3) 地域の応急対策活動に関する情報

- ① 救護所の開設に関すること
- ② 交通機関及び道路の復旧に関すること
- ③ 電気、水道の復旧に関すること

(4) 安否情報、義援物資の取り扱いに関する情報

(5) その他住民に必要な情報(二次災害防止に関する情報を含む。)

- ① 給水及び給食に関すること
- ② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること
- ③ 防疫に関すること
- ④ 臨時災害相談所の開設に関すること

## 4 市町村間の協力による広報

市は、サーバー等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合に備え、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築に努める。

## 5 防災関係機関の広報活動

電力、電話、ガス、鉄道・バス等の防災関係機関においては、これらの施設が被災した場合は、緊急初動期から迅速な広報を自ら行うものとする。

## 6 災害時要援護者への広報

総合対策部秘書班及び情報収集班は、健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班と協力して、文字放送や手話、ファクシミリ・テレホンサービス等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字等による災害時要援護者への広報を行う。また、総合対策部広報記録班は、連絡調整部連絡調整班と協力して、外国人に対する広報を行う。

## 7 地区防災拠点における広報

連絡調整部地区担当班は、広報記録班の行う広報のうち、掲示板等による広報が可能なものについては、地区防災拠点に掲示板を設置し、掲示板に張り出すとともに、住民からの問い合わせ等に対応する。

## 8 広報紙の発行

総合対策部広報記録班は、避難施設を開設し避難者を収容した場合は、避難住民等に対し、広報紙による広報を行うものとする。

広報紙は、初動期においては緊急を要する被害情報、生活支援情報等を記載・配布することを目標とし、初動期以降については、定期的に発行する。

広報紙の配布については、地区担当班の協力を得て、地区防災拠点での配布を行う。

## 第2 報道機関への情報提供等

総合対策部広報記録班は、報道機関と連携して総合的な災害情報を提供し、報道を要請する。災害対策本部設置前においては、市長公室長が秘書広報課長に指示して行う。

## 1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、総合対策部広報記録班で取りまとめ、報道機関へ情報を提供し、報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等での報道において必要性が高いと判断されるものについては、総合対策部広報記録班長から県を通じて報道機関に対し放送要請する。

## 2 災害情報の提供

災害情報の提供は、総合対策部広報記録班長(不在の場合は、連絡調整班長)の立会いの下に、プレスルーム(記者クラブ室)にて、一元的に提供するものとする。

情報提供の主な項目については、以下のとおりとする。

- (1) 被害情報に関すること
- (2) 避難に関すること
- (3) 応急対策活動に関すること
- (4) 安否情報、救援物資の取扱いに関すること
- (5) ボランティア受入れ体制に関すること
- (6) その他住民に必要な情報

## 第3 市民相談窓口の設置

市民生活部市民班は、災害によって家や財産の滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、電話での相談受付と市民相談窓口を開設し、積極的な広聴活動・相談活動を実施する。

### 1 緊急初動時における電話の対応

#### (1) 専用電話窓口の設置

災害発生直後の緊急初動時においては、市民からの問い合わせ、救急救助等の要請が予想されるため、代表電話にかかる電話については、連絡調整部連絡調整班が対応する。

#### (2) 対応策等

- ① 救急救助等の緊急に対応を必要とする事項については、電話窓口で状況を把握し、消防部、関係機関等に連絡し対応する。
- ② 被害情報等に関する問い合わせは、あらかじめ連絡調整部連絡調整班から情

報を入手し、対応する。

- ③ 被害情報等の通報については、直ちに関係各部各班に連絡する。

## 2 地区防災拠点での対応

災害発生後、相談窓口が設置され、十分に機能するまでの期間においては、地区防災拠点において、地区担当班が市民からの相談に対応する。

## 3 市民相談窓口の設置と対応

### (1) 市民相談窓口の設置

- ① 市民生活部市民班は、市民相談窓口を設置し、市民相談、電話相談等に対応する。
- ② 市民相談窓口は、市役所に設置する。
- ③ 災害の規模等に応じて、避難施設等に巡回相談窓口を設置する。
- ④ 市民相談窓口等に災害時要援護者が来訪した場合は健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班に連絡し、対応する。外国人が来訪した場合は、総合対策部情報収集班に連絡する。
- ⑤ 市民相談窓口の設置は、速やかに広報する。

### (2) 相談事項・要望事項等への対応

市民生活部市民班は、聴取した相談内容・苦情等を記録し、関係各部各班に連絡する。関係各部各班は早期解決に努力する。

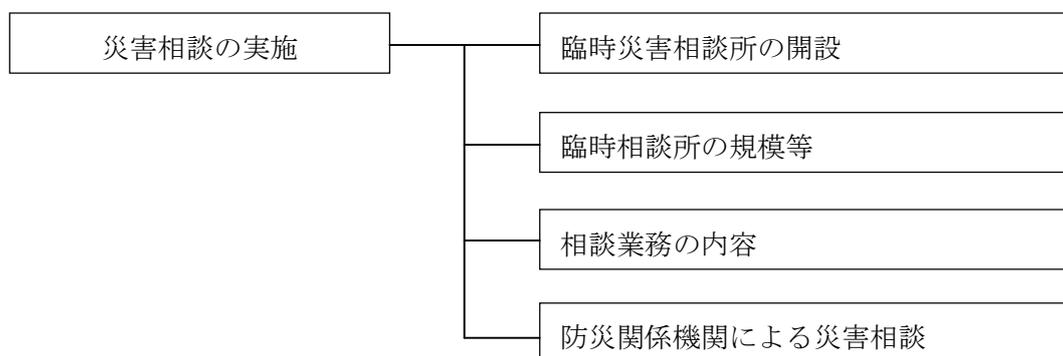
## 第4節 災害相談の実施

災害の規模が大きく、市民生活部市民班が設置する市民相談窓口だけでは市民の災害相談等に十分対応できないと判断される場合は、臨時災害相談所を開設して災害相談を実施するものとする。

### 【実施担当部署】

|             |                        |                                       |
|-------------|------------------------|---------------------------------------|
| 主 管         | 市民生活部市民班               | 市民相談窓口の開設、運営、生活相談業務の実施                |
| 関係部<br>・ 機関 | 総合対策部情報収集班<br>建設部都市計画班 | 建物被害に関する相談業務の実施                       |
|             | 経済部農林対策班               | 農林業被害に関する相談業務の実施                      |
|             | 経済部商工観光班               | 商工業被害に関する相談業務の実施<br>観光施設被害に関する相談業務の実施 |
|             | 南相馬警察署                 | 警察関係の相談業務の実施                          |

### 【応急活動の体系】



## 第1 臨時災害相談所の開設

市及び県は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため必要がある場合は、相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市は、被災地又は避難施設等に臨時相談所を設け、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して、早期解決に努めるものとする。

## 第2 臨時相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して、本部長が決定するものとする。この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する市職員等が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

## 第3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- (2) 被災住宅の復興に関すること。
- (3) 行方不明者の捜索に関すること。(被災者の安否の確認を含む。)
- (4) その他住民の生活に関すること。

## 第4 防災関係機関による災害相談

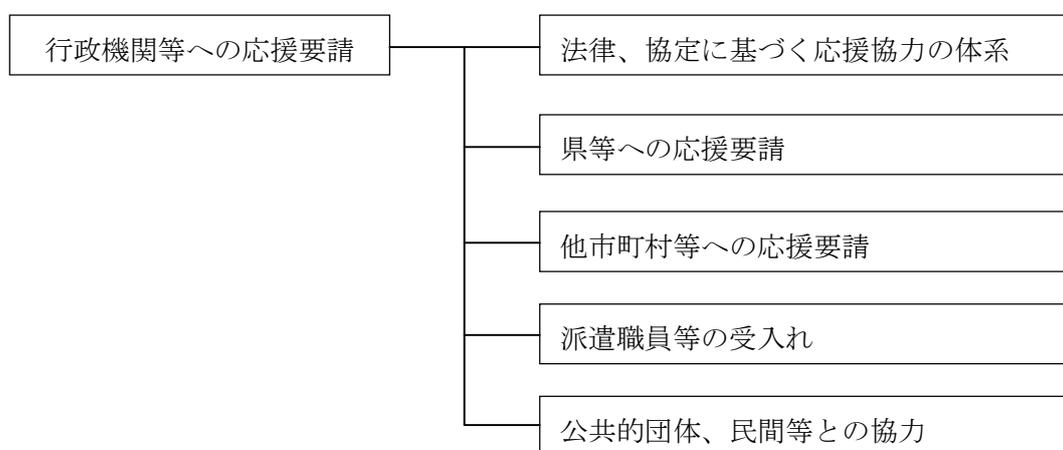
- (1) 南相馬警察署長は、市が開設した臨時相談所に署員を派遣し、警察関係の相談業務に応ずるものとする。
- (2) 本部長は、必要に応じて電気、電話、ガス、水道その他防災関係機関に対し、市の臨時相談所への相談員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請するものとする。

# 第3章 応援の要請

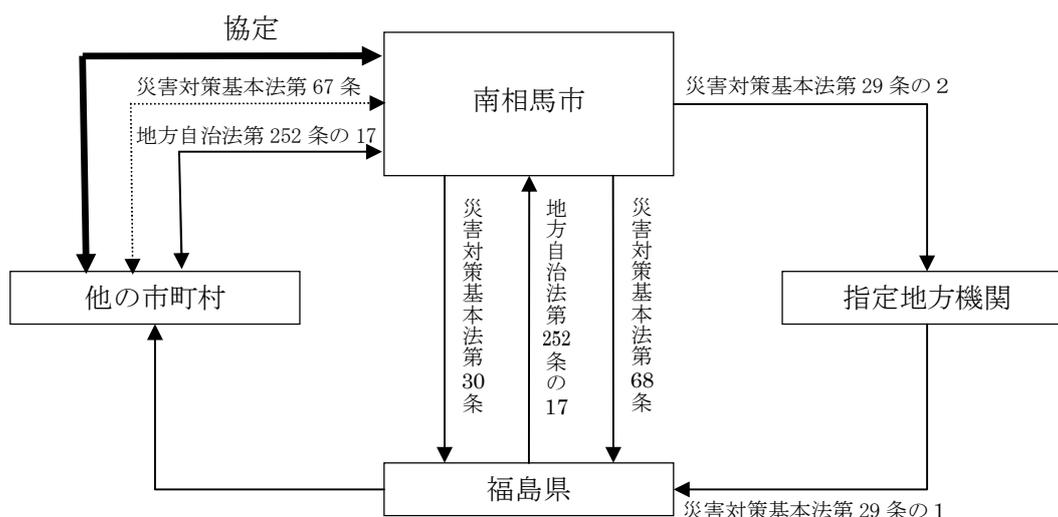
## 第1節 行政機関等への応援要請

大規模な災害時において、市単独では迅速かつ適切な応急対策及び復旧活動が困難な場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に応援要請を行うものとする。

【応急活動の体系】



### 第1 法律、協定に基づく応援協力の体系



## 第2 県等への応援要請

### 1 応援の要請

本部長は、市単独では災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ的確に実施することができない場合には、災害対策基本法に基づき知事(県民安全総室) に対して応援(職員の派遣を含む。以下同じ) 若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

### 2 応援要請事項

県に応援要請を求める事項は、概ね以下の事項とする。

- (1) 被災者を他市町村等へ搬送する場合(県消防防災ヘリコプターの要請を含む)
- (2) 医療救護活動において医療班の編成が困難な場合
- (3) 飲料水・食糧・生活必需品等の供給において、物資・資機材等が不足する場合
- (4) ボランティア等の確保が必要な場合
- (5) その他、災害応急対策を進めるうえで市単独では対策が困難な場合

本部長が知事に職員の派遣、職員の派遣のあつせん若しくは応援を求め、若しくは災害応急対策の実施を要請する場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を要請する機関名
- (3) 応援を要請する職種別人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) その他必要な事項

### 3 他市町村、指定地方行政機関等に対する応援のあつせん依頼

- (1) 応援要請の方法等

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、相双地方振興局を經由して知事に対し、指定地方行政機関又は他市町村の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。応援要請の事項等については、県への要請に準じる。

- (2) 災害時における郵便局と本市の協力

本市は、本市内の日本郵便株式会社と「災害時相互援助協定」を締結しており、協定に沿って相互に協力する。

- ① 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- ② 避難施設に臨時に郵便差出箱の設置
- ③ 被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- ④ 本市内の郵便局の管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- ⑤ 災害対策本部への職員の派遣
- ⑥ その他、協力できる事項

資料4-11 災害時における南相馬市内郵便局、南相馬市間の協力に関する協定書

### 第3 他市町村等への応援要請

#### 1 他市町村、指定地方行政機関等に対する応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めた場合は、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。その場合の応援の要請手続き及び応援の細部事項については、県の場合に準じて行う。

#### 2 協定に基づく市町村への応援要請

##### (1) 応援要請

本市は、「災害時相互援助協定」を締結しており、次の事項について協定締結市町村に対し応援要請を行うことができる。

- ① 食糧、飲料水及び日用品などの生活必需物資の提供
- ② 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- ③ 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- ④ その他、特に要請があった事項

##### (2) 応援要請の方法

要請の方法は、以下の事項について被災市町村以外の市町村に直接文書で要請するか、広域圏連絡調整市町村に文書で要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後において要請文書を提出するものとする。

- ① 被害の状況及び要請事由
- ② 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- ③ 派遣を要請する職員の職種及び人員

- ④ 応援の場所及び経路
- ⑤ 応援を必要とする期間

資料 4－5 福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定書

### 3 消防本部の相互応援協定

相馬地方広域消防本部は、現有する消防力では対応困難と判断したときは、福島県広域消防相互応援協定により緊急援助隊の派遣要請を行うことができる。

### 4 消防団の相互応援協定

南相馬市消防団は、相馬地方市町村の消防団と「相馬地方消防団相互応援協定書」を締結しており、本部長又は消防団長は、火災時又は非常時に際して、災害防衛応援の必要があると認めた場合は、応援要請を行うことができる。

資料 4－6 相馬地方市町村消防団相互応援協定書

## 第 4 派遣職員等の受入れ

活動部救接受入班、連絡調整部連絡調整班と秘書班は、応援要請により職員等が派遣された場合は、以下の受入れ体制を確保する。

### 1 宿泊場所等の確保

総合対策部秘書班は、応援職員等の宿泊場所及び寝具等を確保するとともに、必要に応じて応急給食等を実施する。

### 2 連絡拠点等の確保と備品等の提供

連絡調整部連絡調整班は、応援活動が円滑に行われるよう、活動拠点となる場所を提供するとともに、必要に応じて筆記具等の備品や応急活動のために必要な装備及び電話等の通信設備を確保する。

## 第 5 公共的団体、民間等との協力

市は、地域内の公共的団体及び民間の事業者等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から協力体制の確立に努めるとともに、災害時においては、人員、資機材等の確保及び災害応急対策活動への協力を求める。

## 1 地域団体等への協力要請

災害時においては、行政区、自主防災組織等の地域住民団体や、日赤奉仕団、南相馬市社会福祉協議会などの協力が欠かせない。

そのため、災害総括班は、災害発生後、必要に応じて各団体・組織に対し、以下の事項について協力を求める。

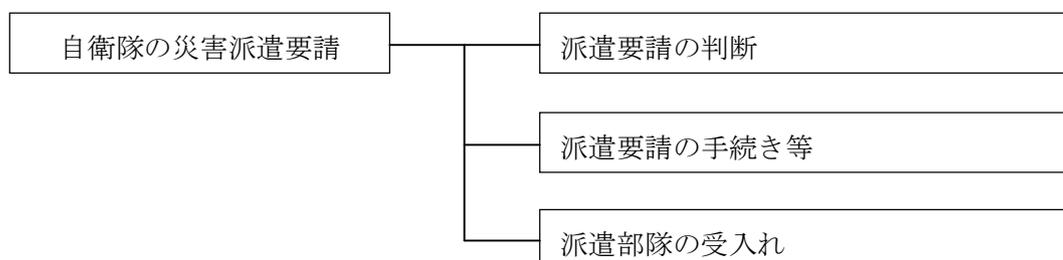
- (1) 発災直後の被災者の救助・救護及び避難誘導
- (2) 避難施設の管理運営及び避難施設での生活支援活動
- (3) 失火等の二次災害防止の活動
- (4) 地域防犯パトロール等
- (5) 廃棄物等の適切な収集管理、地域の清掃等
- (6) 災害時要援護者の援護
- (7) その他、災害対策本部からの要請事項

資料4-9 災害復旧の協力に関する協定

資料4-10 地震等災害時の応急給水及び復旧工事に関する協定

## 第2節 自衛隊の災害派遣要請

### 【応急活動の体系】



### 第1 派遣要請の判断

本部長は、大規模な災害が発生し、緊急の対応が必要な場合においては、災害の規模、市職員の参集状況等を鑑み、迅速に自衛隊の災害派遣の必要性を判断するものとする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合であり、以下の活動が自衛隊の災害派遣の活動範囲となっている。

なお、特に人命にかかわるもの(救急患者、薬等の緊急輸送等)については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行う。

●災害派遣部隊の活動範囲

| 区分            | 活動内容   |
|---------------|--|
| 被害状況の把握       | 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。  |
| 避難の援助         | 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。   |
| 遭難者等の捜索救助     | 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。   |
| 水防活動          | 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。  |
| 消防活動          | 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。<br>(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)   |
| 道路又は水路の啓開     | 道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。   |
| 応急医療、救護及び防疫   | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。<br>(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)  |
| 人員及び物資の緊急輸送   | 緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。   |
| 被災者生活支援       | 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。  |
| 救援物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。   |
| 危険物の保安及び除去    | 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。   |
| その他臨機の措置等     | 1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所用の措置をとる。<br>2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等必要な措置をとる。 |

## 第2 派遣要請の手続き等

### 1 派遣要請の手続等

本部長は、被害が大規模かつ緊急の対応が必要な場合で、自衛隊の災害派遣要請を依

頼しようとする場合は、相双地方振興局長を経由して知事(県民安全総室)に次の事項を明記した文書により行う。

(1) 提出及び連絡先

県災害対策グループ(相双地方振興局経由)

(2) 提出部数 2部

ただし、緊急の場合は電話等により直接知事(県民安全総室)に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。この場合、合わせて相双地方振興局へ連絡する。

(3) 記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する活動地域及び活動内容
- ④ 要請責任者の職氏名
- ⑤ 災害派遣時の特殊携行装備又は作業の種類
- ⑥ 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその表示
- ⑦ その他参考となるべき事項

なお、知事に前項の依頼ができない場合は、本部長は、本市を災害派遣隊区とする部隊長に対して災害の状況を通知することができる。この場合、本部長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

**【派遣要請部隊】**

陸上自衛隊福島駐屯地 第44普通科連隊 第3中隊

電話 024-593-1212 内線237(県防災行政無線 80-280-01)

時間外 福島駐屯地当直指令 内線302(県防災行政無線 80-280-02)

## 第3 派遣部隊の受入れ

### 1 災害派遣部隊の受入れ措置

災害派遣部隊の受入れは、活動部救援受入班が窓口となって総合調整を行うものとし、連絡調整部連絡調整班の協力のもと個々の活動については、それぞれの災害応急対策を分担する各部各班が行うものとする。

また、宿泊場所等の確保については、総合対策部秘書班が行う。

| 項目      | 受入措置内容  |
|---------|---|
| 準備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援を求める作業内容の計画(各部各班)</li> <li>・ 災害派遣部隊が必要とする資機材の確認(連絡調整班)</li> <li>・ 必要な資機材の確保(物資管理班)</li> <li>・ 派遣部隊の宿泊場所等の確保(秘書班)</li> </ul>  |
| 受入れ     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣部隊の誘導(活動部救接受入班)</li> <li>・ 連絡職員の派遣(連絡調整部連絡調整班)</li> </ul>  |
| 県への報告   | <p>連絡調整班長は、派遣部隊の到着後、以下の事項について県(災害対策グループ)に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣部隊の長の官職・氏名</li> <li>・ 隊員数</li> <li>・ 到着日時及び滞在場所</li> <li>・ 従事している作業の内容及び進捗状況</li> <li>・ その他参考となるべき事項</li> </ul> |
| 派遣部隊の撤収 | <p>本部長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の撤収について速やかに文書をもって知事にその旨を要請する。</p> <p>派遣部隊の撤収は、知事が本部長及び派遣部隊の長と協議して行う。ただし、文書による報告が時間を要する場合はファクシミリ又は電話をもって連絡し、その後速やかに文書を提出する。</p>                                      |

## 2 災害派遣部隊等の権限

災害派遣部隊等は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、本部長及び警察官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、その旨を直ちに本部長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

## 3 経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整のうえ、その都度決定する。

- (1) 県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消

耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

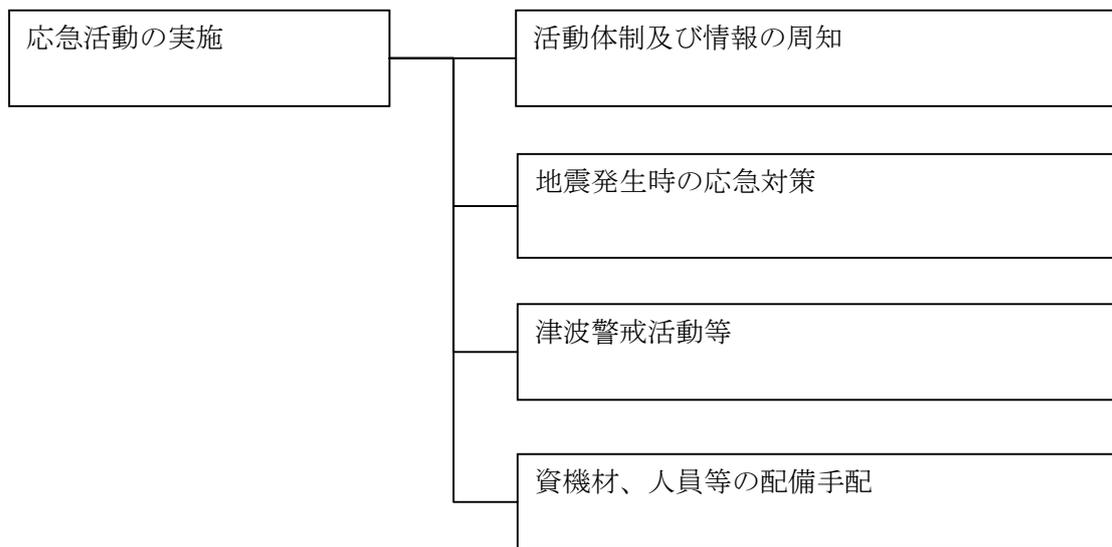
部隊の露営、給食及び装備、機材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

## 第4章 応急活動対策

---

### 第1節 応急活動の実施

【応急活動の体系】



#### 第1 活動体制及び情報の周知

##### 1 津波警戒体制

消防部は、地震発生と同時、又は津波警報等に関する通報の受信及び気象台が発表する福島県(津波予報区)に関する津波予報と同時に、次の観測と危険区域の警戒にあたる。

◎津波警戒区域と担当

※津波警戒区域と担当は現在、調整中です。

| 発表区分 | 警戒区域     | 区    | 警戒担当           | 通報及び連絡者         | 巡視者及び連絡者     |
|------|----------|------|----------------|-----------------|--------------|
| 注意報  | 津波危険区域一円 | 市内全域 | 消防署            | 消防署員            | 消防署員         |
| 警 報  | 村上海岸     | 小高区  | 小高区<br>団第3分団   | 小高区<br>団第3分団長   | 区団第3分団第2部長   |
|      | 角部内海     |      |                |                 | 区団第3分団第3部長   |
|      | 浦尻海岸     |      |                |                 | 区第3分団第7部長    |
|      | 南右田海岸    | 鹿島区  | 鹿島区<br>団第1・2分団 | 鹿島区<br>団第1・2分団長 | 南右田行政区長      |
|      | 烏崎地区海岸   |      |                |                 | 烏崎行政区長       |
|      | 渋佐海岸     | 原町区  | 原町区<br>団第1分団   | 原町区<br>団第1分団長   | 区団第1分団第6部長   |
|      | 萱浜海岸     |      |                |                 | 区団第3分団第3部長   |
|      | 小沢海岸     |      |                |                 | 区団第3分団第9部長   |
|      | 北泉海岸     |      |                |                 | 原町区<br>団第4分団 |

## 2 津波予報の伝達・周知

### (1) 勤務時間内における伝達・周知

- ① 津波予報は、県総合情報通信ネットワークにより伝達され、連絡調整部連絡調整班が受理する。連絡調整部連絡調整班長は、本部長及び総合対策部長に報告する。
- ② 総合対策部広報記録班は、防災行政無線により、津波警報が発表されたことを迅速に地域住民に広報伝達するとともに、消防団に伝達する。
- ③ 津波警報が発表された場合は、総合対策部長は、連絡調整部地区担当班を警戒区域に派遣し、地域住民の避難・誘導にあたる。
- ④ 津波予報の通報を受けた消防署及び警戒担当消防団分団は、直ちに警戒区域へ出動するとともに、消防団サイレンを吹鳴(半鐘がある場合は半鐘も鳴鐘)し、住民等へ周知するものとする。なお、津波予報の周知は緊急に行わなければならないので、出動消防車両等はサイレンを吹鳴して海岸へ急行し、海岸へ到着した場合は、サイレンの吹鳴と拡声機での放送によって周知するものとする。

## (2) 勤務時間外における措置

- ① 勤務時間外においても、県総合情報ネットワーク、防災行政無線により伝達される情報が、総合対策部、復興企画部災害総括班へ迅速・確実に伝達されるよう、定められた連絡体制により、確実に連絡を行う。
- ② 注意報・警報の連絡を受けた総合対策部長及び復興企画部災害総括班長は、直ちに登庁し、防災行政無線による地域住民への広報伝達を確認・実施する。
- ③ 津波警報が発表された場合は、総合対策部長は、連絡調整部地区担当班職員に連絡し、警戒区域に出動するよう指示する。連絡調整部地区担当班は、地域住民の避難・誘導にあたる。
- ④ 津波予報の通報を受けた消防署及び警戒担当消防団分団は、直ちに警戒区域へ出動するとともに、消防団サイレンを吹鳴(半鐘がある場合は半鐘も鳴鐘)し、住民等へ周知するものとする。なお、津波予報の周知は緊急に行わなければならないので、出動消防車両等はサイレンを吹鳴して海岸へ急行し、海岸へ到着した場合は、サイレンの吹鳴と拡声機での放送によって周知するものとする。
- ⑤ 津波警報及び情報の受理後は、テレビ、ラジオ等の報道に特に注意をするとともに、適確な情報の把握に努める。

## 第2 津波警戒活動等

### 1 津波監視

#### (1) 津波注意報が発表された場合

津波注意報が発表されたときは、消防機関と協力して、直ちに津波監視を行う。津波監視を行う場合は、監視に従事する者の安全確保に十分な配慮を行う。

#### (2) 津波警報が発表された場合

津波警報が発表された場合は、津波監視よりも、海浜にいる者や沿岸住民への津波警報の広報、伝達並びに避難の勧告、指示を優先する。

### 2 津波警戒の呼びかけの内容

総合対策部広報記録班及び消防部は、次の事項に留意して広報活動を行うものとする。

#### (1) 高い場所へ避難

強揺れや弱くても長い揺れを伴う地震が発生した場合には津波の発生を想起し、出来る限り迅速に高い場所に避難するよう呼びかける。

#### (2) 津波は前後左右から押し寄せる

津波は海側だけでなく、地形によっては、前後左右から押し寄せてくることを呼

びかける。

(3) 津波は繰り返し押し寄せる

津波は繰り返し押し寄せてくるため、注意報、警報が解除されるまで、避難場所にとどまるよう呼びかける。

(4) 海岸・河川に近づかない

注意報、警報が解除されるまで、海岸や河川には近づかないよう呼びかける。

(5) 一度避難したら戻らない

「自宅の様子を見に行く」等は、身を危険にさらすことになるため、注意報、警報が解除されるまでは決して戻らないよう呼びかける。

### 3 津波の自衛措置

(1) 災害対策本部の自衛措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあるため、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、本部長は、消防部と協力をして、海浜にいる者、海岸付近の住民に直ちに海岸から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示をする。

(2) 住民等の自衛措置

住民においても、津波警報発表以前であっても、強い地震(震度4以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波のおそれがあることから、自主的に避難するよう日頃から周知徹底するものとし、自主防災組織等は、住民の避難を呼びかけるものとする。

### 4 津波に対する避難対策

(1) 避難勧告、指示及び伝達

津波予報の通報を受けたとき、又は津波警戒により海面等に異常を認めた場合は、避難区域(東日本大震災による津波浸水区域)にある住民等に対し、速やかに避難の勧告、指示を行い、その周知徹底を図るものとする。周知方法及び避難路の確保は、次の方法によるものとする。

① 消防署及び警戒担当消防団分団は、消防団サイレンを吹鳴(半鐘がある場合は半鐘も鳴鐘)し、住民等へ周知するものとする。また、出動消防車両等はサイレンを吹鳴するとともに、拡声機での放送によって周知するものとする。

② 総合対策部広報記録班は、防災行政無線の沿岸地域の屋外拡声子局を通して

住民等に伝達するものとする。

- ③ 住民の避難においては、総合対策部連絡調整部地区担当班、消防団、自主防災組織及び自治組織等により危険箇所等に誘導員を配置し、迅速かつ適切に行うものとする。
- ④ 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班、総合対策部連絡調整部地区担当班は、避難所を開設し、避難者の安全確保に努める。
- ⑤ 健康福祉部社会福祉班、高齢福祉班は、特に海岸部に近い社会福祉施設や災害時要援護者に避難勧告、指示を行う場合は、自主防災組織等の付近住民や当該施設管理者と連携を図りながら避難誘導を行う。

(2) 避難場所 ※平成 25 年 3 月時点の暫定の避難場所です。

小高区 今後津波ハザードマップの更新等に合わせて見直しを行います。

| 区分    | 一時避難場所         |
|-------|----------------|
| 塚原地区  | 塚原共同墓地         |
| 村上地区  | 大井会場           |
| 福岡地区  | 貴布根神社          |
| 角部内地区 | 水谷建設研修センター駐車場  |
| 蛭沢地区  | DNPファインケミカル駐車場 |
| 井田川地区 | 福浦小学校グラウンド     |
| 浦尻地区等 | 浦尻公会堂駐車場       |
|       | 津波優先開設避難所      |
|       | 小高区役所          |

鹿島区

| 区分    | 一時避難場所       |
|-------|--------------|
| 北海老地区 | 南柚木公会堂駐車場    |
| 南海老地区 | 八沢小学グラウンド    |
| 南右田地区 | 北海老公会堂宝蔵時駐車場 |
| 烏崎地区等 | 鹿島小学校校舎      |
|       | 宮田公園         |
|       | 津波優先開設避難所    |
|       | さくらホール       |
|       | 避難所          |
|       | 前川原体育館       |
|       | 上真野体育館       |
|       | 鹿島保険センター     |
|       | 鹿島中学校        |
|       | 千倉体育館        |

原町区

| 区分    | 一時避難場所                  |
|-------|-------------------------|
| 金沢地区  | J A そうまやすらぎ会館駐車場        |
| 北泉地区  | 原町シーサイドパーク(丘の広場、わんぱく広場) |
| 泉地区   | 高平小学校校舎                 |
| 下渋佐地区 | 大甕小学校グラウンド              |
| 北萱浜地区 | 津波優先開設避難所               |
| 萱浜地区  | 原町第二中学校                 |
| 雫地区   | 大甕小学校体育館                |
| 小浜地区  | 避難所                     |
| 小沢地区等 | 道の駅南相馬                  |
|       | ひがし生涯学習センター             |
|       | 県立テクノアカデミー浜             |
|       | 大甕生涯学習センター              |

## 5 災害時要援護者対策

### (1) 障がい者、高齢者等

避難対象地域内における災害時要援護者の現状把握に努めるとともに、地域と共同して、避難行動の援助について定めることとする。

### (2) 観光客等

観光協会や、旅館組合等関係団体と共同して、観光客、釣り客等への避難対策を定めることとする。

## 6 安全の確保

消防団や自主防災組織などの防災業務従事者の二次災害を防止し、安全を確保しながら避難誘導活動を行うためのガイドラインを作成する。特に、水門閉鎖や避難誘導の業務は津波第1波到達時間前に終了し安全な場所に退避することや、住民の避難とともに防災業務従事者の退避が必要であることを周知する。

堤防、水門等の設置者は、水門の自動閉鎖や常時閉鎖などの安全対策を検討する。

## 第3 施設の緊急点検・巡視等

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 第4 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

## 第5 救助・救急・消火・医療活動

- 1 消火活動、救助・救急活動に関しては、「震災対策 災害応急対策計画 第5章 消防・危険物対策及び救助・救急活動」の定めるものとする。
- 2 医療活動に関しては、「震災対策 災害応急対策計画 第7章 医療(助産) 救護活動」等の定めるところによる。

## 第6 物資調達

物資調達については、「震災対策 災害応急対策計画 第8章 飲料水・食糧・生活必需品等の供給」に定めるところによるが、次の事項にも配慮する。

- 1 市及び防災関係機関は、発災後適切な時期において、商店連合会、商工会との協定により被害想定等を基に自らが行う防災活動等のために必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資に関し調達、供給の要請を行う。
- 2 市は、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄計画をあらかじめ作成しておくこととする。

## 第7 輸送活動

市及び防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県及び地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、「震災対策 災害応急対策計画 第9章 緊急輸送対策」等に定めるところによる。

## 第8 保健衛生・防疫活動

市及び防災関係機関は、地震により広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあることを考慮し、国、県及び地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。

その活動については、「震災対策 災害応急対策計画 第12章「防疫及び保健衛生」等に定めるところによる。

## 第9 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材及び物資(以下「資機材等」という。)の確保を行う。

- ① 保健衛生・防疫活動緊急輸送路確保に用いる障害物撤去のための重機類
- ② 電気供給確保のための発電機及び照明灯
- ③ 通信確保のための防災行政無線及び携帯電話
- ④ 水防用資機材
- ⑤ 清掃活動のためのごみ処理等に必要車両
- ⑥ 災害応急対策に必要な機械及び車両等の燃料
- ⑦ その他災害応急に必要な資機材

(2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び旅行者、ドライバー等(以下「旅行者等」という。)に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、医療用資機材及び医薬品等必要な資機材等が不足する場合は、福島県(以下「県」という。)に対して供給を要請する。

### 2 人員の配備

市は、県に対して、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、第3章第1節「相互応援協力計画」に定めるところにより、県に対し、県職員派遣又は他の自治体職員応援派遣のあっ旋を要請する。

### 3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

(1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行なうものとする。

(2) 具体的な措置内容は、各機関において別に定める。

## 第10 他機関に対する応援要請

### 1 他の市町村への応援要請

資料「相互応援協力協定」等の定めるところによる。

### 2 広域的な災害対応体制の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、北海道から東北に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接道県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

## 第2節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

#### 1 整備方針

- (1) 河川、海岸管理者は、津波及び津波の河川遡上による被害のおそれのある地域において、水門等の遠隔操作化、防潮堤・堤防及び管理施設等の補強等必要な施設整備を推進することとする。
- (2) 河川、海岸管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確認等、施設管理の徹底を行なうこととする。
- (3) 河川、海岸管理者は、地震が発生し津波による被害が生じる恐れのある場合は、直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域の漁港等の整備を行うこととする。
- (5) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行なうため、避難計画の策定や防災行政無線の整備等を行うこととする。
- (6) 津波により孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (7) サイレン、広報車等の整備の方針及び計画
- (8) 海岸線の防災行政無線通信施設(同報系)等の整備の方針及び計画

### 第2 津波監視体制の整備

#### 1 津波監視場所の設定

津波の監視場所は、高台や堅牢な建物にするか遠隔監視設備を導入するなど監視者の安全確保を考慮するとともに、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に選定する。

#### 2 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できるものを津波監視担当者として、予め選任する。

#### 3 津波監視場所の情報伝達手段の確保

津波監視場所の情報伝達手段として、無線通信施設の整備を図る。

### 第3 津波に関する情報の伝達等

- (1) 津波に関する情報が、居住者、公私の団体(以下「居住者等」という。)及び観光客、釣り客やドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮することとする。
- (2) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

### 第4 津波避難対策等

#### 1 市の措置

津波避難に関する意識啓発のため、避難路や避難場所について住民等に周知を図るとともに、海浜地への立看板の設置、パンフレット、チラシ等の作成により、海浜利用者等に対して、津波避難の啓発を行う。

また、大津波が発生した場合には、河川の遡上による被害が発生することもあるため、河川沿いの避難の危険性についても周知を図る。

津波警報等の伝達については、福島地方気象台等と緊密な調整を図り、きめの細かい情報伝達体制を確立する。このため、防災関係機関と連携して津波情報伝達訓練を定期的に実施する。

また、消防機関及びその他防災関係機関と協力し、夜間、休日においても、沿岸の住民や海浜にいる観光客及び旅行者等に対して、津波警報等を迅速かつ正確に伝達できるよう、体制を整備する。

#### 2 津波危険区域の周知

東日本大震災の津波浸水区域及び県が提供する浸水予測図等に基づいて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行うとともに、立て看板や避難訓練等を通じて、地域住民への周知徹底を図る。

この場合において、県の地震・津波被害想定調査結果等から浸水危険予想地域、津波の到達時間、津波高等について周知し、津波の危険性についての啓発を図る。

#### 3 津波避難計画の策定

津波発生時における迅速かつ円滑な避難対策を実施するため、東日本大震災の津波浸水区域及び県の地震・津波被害想定調査結果等を参考にするとともに、震度、津波警報等、津波監視結果等を勘案した避難指示等の発令基準及び避難場所、避難路の選定を含めた津波避難計画を住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体の参画を得な

から作成し、関係住民に周知徹底を図る。

なお、避難場所の選定については、津波による浸水の恐れがない安全な場所を指定することを原則とする。

#### 4 避難場所、避難路の誘導標識の整備

選定した避難場所、避難路の誘導標識の整備を行う。

#### 5 住民の避難行動

住民は、津波警報の発令、または津波が予想される地震が発生した場合、市からの指示や避難誘導を待つことなく、津波避難計画に基づき指定された避難場所に、自ら速やかに避難を行うとともに、周囲への呼びかけを行う。

#### 6 災害時要援護者及び外来者の避難

災害時要援護者の避難については、自主防災組織、消防団及び近隣者を含めた避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

また、観光地、海水浴場等外来者の多い場所では、駅、宿泊施設及び行楽地に、ハザードマップの掲示、避難場所及び避難路の誘導表示などを行うことにより、外来者に対し周知を図るものとする。

## 第5 消防機関等の活動

### 1 市の措置

市は、第5章第1節「消防活動」、同章第3節「救助・救急活動」に基づき、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応急部隊の進出・活動拠点の確保、等

### 2 水防管理団体等の措置

- (1) 所管区域内の監視、計画及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

水道、電気、ガス、通信、放送関係等事業者が実施する必要な措置は、第15章第1節「上水道施設の応急対策」から同章第5節「通信施設の応急対策」に定めるところとするが、次の事項にも配慮する。

### 1 水道

市は、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

### 2 電気

電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波の警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電源供給早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### 3 ガス

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

### 4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

## 第7 交通対策

### 1 道路

(1) 県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとする。

(2) 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

## 2 海上

福島海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を考慮するとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な除去作業を行うよう努める。

## 3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲等により運行に支障が生じた場合等における運行の停止、その他運行上の措置、及び漂流物発生対策等の措置を考慮するものとする。

その活動については、第15章第7節「鉄道施設等応急対策」に定めるところによる。

## 4 乗客等の避難誘導

- (1) 一般旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や、駅に滞在するものの避難誘導計画等を定めることとする。
- (2) 一般旅客運送に関する事業者は、避難路について除雪、消雪、凍雪害防止のための必要な措置について考慮する。

# 第8 市の管理運営する施設に関する対策

## 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、博物館、病院及び学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

- (1) 各施設に共通する事項
  - ① 来場者等への津波警報等の伝達
  - ② 来場者等の安全確保のための退避等の措置
  - ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
  - ④ 出火防止措置
  - ⑤ 水、食料等の備蓄
  - ⑥ 消防用設備の点検、整備
  - ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネットなど情報を入手するための機器の整備

## (2) 個別事項

- ① 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- ② 学校にあつては、当該学校が、市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- ③ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

- ④ 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達するための必要な措置

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置を取るものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機器等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) 市地域防災計画に定める避難所が置かれる学校等の管理者は市災害対策本部が行う避難所の開設に協力するものとする。

## 3 工事中の建築物等に対する措置

地震による災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。



# 災害復旧計画



# 津波災害対策 災害復旧計画

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 市民生活の安定</b> .....         | <b>1</b>  |
| 第1節 災害相談の充実・強化 .....             | 2         |
| 第2節 被災者の生活確保 .....               | 3         |
| 第1 職業あっせん計画 .....                | 3         |
| 第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置 .....       | 3         |
| 第3 租税の徴収猶予等の措置 .....             | 4         |
| 第4 被災者のメンタルケア .....              | 4         |
| 第3節 被災者への融資等 .....               | 5         |
| 第1 福祉関係 .....                    | 5         |
| 第2 農林水産業関係 .....                 | 6         |
| 第3 商工関係(中小企業への融資) .....          | 6         |
| 第4 住宅関係(住宅金融公庫による災害復興住宅資金) ..... | 6         |
| 第5 郵便・日本放送協会等の料金の免除等 .....       | 6         |
| 第4節 被災証明書の発行 .....               | 8         |
| 第1 被災証明書の発行 .....                | 8         |
| 第2 被災台帳の作成 .....                 | 9         |
| <b>第2章 復興・復旧</b> .....           | <b>11</b> |
| 第1節 総合的な復興基本計画の作成 .....          | 12        |
| 第2節 災害復旧事業の推進 .....              | 13        |
| 第1 災害復旧事業計画の作成 .....             | 13        |
| 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 .....  | 14        |
| 第3 激甚災害の指定 .....                 | 15        |



## 第1章 市民生活の安定

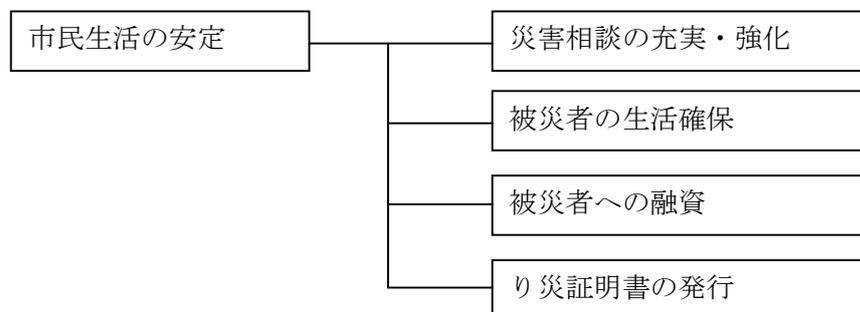
大規模災害時には、多くの市民が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力して、被災者の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

### 【実施担当部局】

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 市民生活部市民課   | 災害市民相談に関する事                  |
| 総務企画部税務課   | 市税の減免、猶予措置及び被災台帳の整備に関する事     |
| 健康福祉部社会福祉課 | 被災者に対する災害弔慰金の支給及び資金の融資等に関する事 |
| 経済部農林水産課   | 被災農家に対する災害資金の融資に関する事         |
| 経済部商工観光課   | 被災した商工業者に対する資金の融資に関する事       |
| 市長公室秘書広報課  | 被災証明の発行に関する事                 |
| 建設部都市計画課   | 住家等の被災調査に関する事                |

### 【復旧活動の体系】



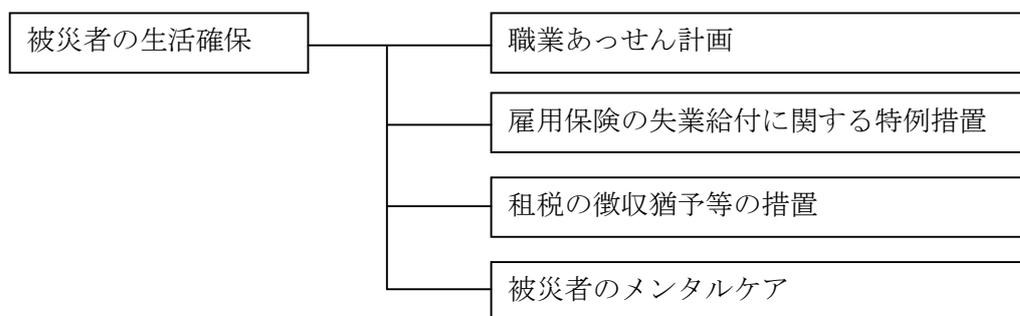
## 第1節 災害相談の充実・強化

災害市民相談については、災害応急対策の段階から進めるものであり、「災害応急対策計画 第2章 第4節 災害相談の実施」にその活動方針等を示しているが、災害対策本部が解散した後においても、被災した市民からの相談があるものと想定され、必要と認められる一定期間については、災害相談を継続するものとする。

また、相談事項への対応については、更に充実・強化するものとする。

## 第2節 被災者の生活確保

### 【復旧活動の体系】



### 第1 職業あっせん計画

相馬公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 災害により、公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示、職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され、本部長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

### 第2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

公共職業安定所長は次の措置をとるものとする。

#### 1 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出向くことができない受給資格者に対して、証明書により事後の失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

#### 2 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

### 第3 租税の徴収猶予等の措置

市は、被災者の納付すべき地方税、国民年金、国民健康保険、授業料、各種施設使用料等について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

### 第4 被災者のメンタルケア

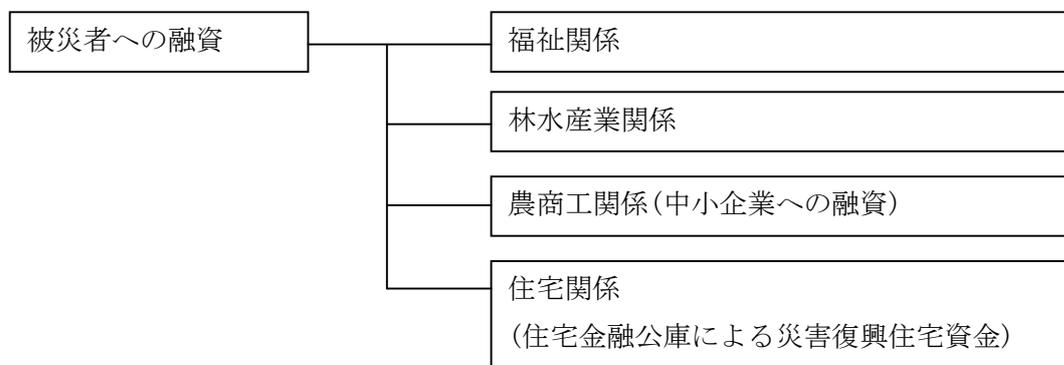
心的外傷後ストレス障害(P T S D)の症状を示す市民や救援者に対しては、保健師等による巡回相談を実施し、積極的に専門医師に相談するように進めるなど、適切な対策を行うものとする。

#### 参考

心的外傷後ストレス障害(P T S D)は、阪神・淡路大震災の被災者の方々への心のケアを通じて知られるようになった障害で、災害時の出来事を繰り返し思い起こしたり、様々なことに無関心であったりし、眠れなかったり、極端な反応を示したりするような症状が1カ月以上続くものである。東日本大震災においても、多くの住民にP T S Dの症状が見られた。

## 第3節 被災者への融資等

### 【復旧活動の体系】



### 第1 福祉関係

#### 1 生活福祉資金貸付制度の生活福祉資金の貸付

南相馬市社会福祉協議会は、被災した低所得世帯(災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。)に対し、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を定められた額以内で融資するものとする。

#### 2 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金等の支給等

##### (1) 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市民が自然災害により死亡した場合、遺族に対して災害弔慰金を支給し、身体又は精神に著しい障害を受けた場合、災害障害見舞金を支給する。

##### (2) 災害援護資金の貸付

市は、自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、年間所得額が定められた額以内の世帯に対し、定められた額以内で以下の被害を受けた貸付対象者に対し融資を行うものとする。

- ① 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷
- ② 住居又は家財の被害があつて、被害額が当該住居又は家財の価格のおおむね1/3以上

## 第2 農林水産業関係

本部長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県等に要望するものとする。

## 第3 商工関係(中小企業への融資)

本部長は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望するものとする。

## 第4 住宅関係(住宅金融公庫による災害復興住宅資金)

本部長は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入の促進を図るよう努める。

## 第5 郵便・日本放送協会等の料金の免除等

### 1 郵便事業

#### (1) 郵便

- ① 被災地宛救助用郵便物の料金免除
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ③ 1日あたり通常郵便はがき5枚以内及び簡易書簡1枚の無償交付

#### (2) 災害寄付金の料金免除の取扱い

被災者救護を目的とする寄付金を郵便振替で、指定する法人又は団体に送金する場合の振り込み・振り替え料金の免除。

#### (3) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の開設と寄付金の募集及び配分。

- (4) 簡易保険の保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払い込み猶予等の措置。

## 2 日本放送協会

- (1) 被災者の受信料免除
- (2) 避難所等への受信機の貸与・設置

## 第4節 り災証明書の発行

市は、災害発生後、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、滞りなくり災証明書を発行する体制を確立する。総合対策部、経済部及び建設部を中心とする被災の調査・認定体制を確立し、窓口を設置するとともに、被災者への交付手続きを行う。合わせて、広報活動により市民に徹底する。

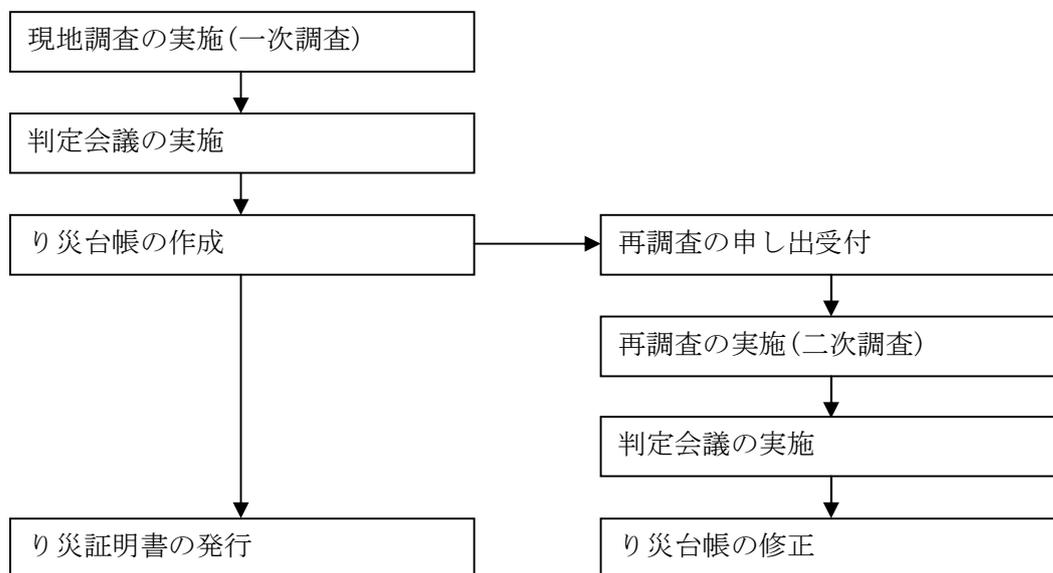
消防本部(南相馬消防署、小高分署、鹿島分署)は、火災によるり災証明書の交付が迅速かつ適正に行われるよう組織体制を確立する。合わせて、市と連携して広報活動により市民に徹底する。

### 【復旧活動の体系】



## 第1節 り災証明書の発行

### 【り災証明発行の流れ】



### 1 り災証明の範囲

り災証明書(消防長が発行する火災によるり災証明書を除く)は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で、次の事項について証明する。

- (1) 住家  
全焼(壊)、流失、半焼(壊)、床上浸水、床下浸水
- (2) 人  
死亡、行方不明、負傷

## 2 り災証明書の発行

- (1) 発行者等  
り災証明は、本部長が行うものであり、り災証明書の発行は災害対策本部が設置されている場合は総合対策部広報記録班が、災害対策本部が解散した場合は、総務企画部文書広報課で行うものとする。
- (2) 発行手続き  
り災証明は、り災台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。なお、台帳によって確認できない場合は、申請者の立証資料により発行することができる。

様式6-15-1 り災証明発行申請書

様式6-15-2 り災証明書

- (3) 証明手数料  
り災証明については、証明手数料を徴収しない。

## 3 広報

り災証明は、災害に伴う各種融資や租税・保険料等の減免及び徴収猶予などにおいて必要とされる場合があることから、広報紙等において市民に広報し、その周知徹底を図るものとする。

## 第2 り災台帳の作成

### 1 住家のり災

住家のり災については、市において住家の被災状況の判定を行い、り災台帳を作成するもので、災害対策本部が設置されている段階から調査を行うことを基本とし、住家の

被災状況の判定等については、建設部都市計画班(災害対策本部が解散した時点では建設部都市計画課)が担当する(「災害対策編 第13章 応急住宅対策」を参照)。手順は以下の通りである。

(1) 現地調査の実施

市は、災害発生後、早期に住家等の被災調査を実施し、各住家毎の被災状況を調査・判定する。調査員は2名1組とし、建築士、被災建築物応急危険度判定士など、専門的な知識を有するもので構成するものとする。そのため、あらかじめ、現地調査に必要な人員の確保に努めるとともに、被災時において人員の確保が困難な場合は、県に対し人員の確保を要請するとともに、専門的な知識を持つボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 判定会議の実施

現地調査結果を基に、判定会議を行い、住家の被災状況を判定する。判定会議は、建築行政を担当する建設部長を座長とし、専門的な知識を有する職員で構成する。市職員だけでは判定が困難と判断される場合は、県に、専門的知識を有する者の派遣を要請する。

(3) り災台帳の作成

判定会議の結果をもって、り災台帳を作成・記載する。り災台帳の作成・記載は、総合対策部情報収集班(平常時は税務課)が行う。

(4) り災台帳の修正

判定結果に不服が申し立てられた場合は、現地調査(二次調査)を行い、判定会議を経て判定結果の修正を行う。修正した場合は、り災台帳の修正をあわせて行う。

## 2 人のり災

人のり災については、死亡については埋葬許可等の手続きにより、行方不明については警察署への届出、負傷については本人の提出する医師の診断書等を持ってり災の確認とし、り災台帳を作成・記載する。

様式6-15-3 り災台帳

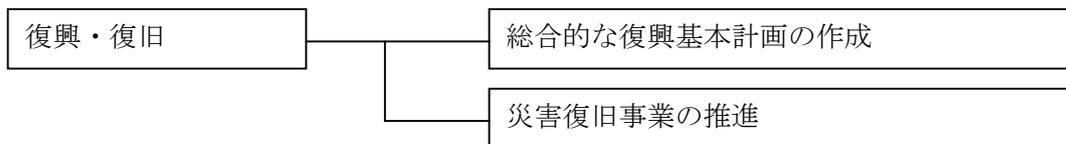
## 第2章 復興・復旧

---

### 【実施担当部局】

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 総務企画部企画経営課 | 総合的な復興計画の立案に関する事             |
| 関係各部各課     | 所管する施設の復旧計画の作成及び復旧事業の実施に関する事 |

### 【復旧活動の体系】



## 第1節 総合的な復興基本計画の作成

市は、被災した市民の暮らしや生活基盤施設を復興し、被災以前の状態よりも優れた地域形成を図るために、総合的な復興基本計画を策定し、この計画に基づき、復興・復旧事業等を推進するものとする。

## 第2節 災害復旧事業の推進

災害復旧計画は、市民生活の安定及び社会経済機能の早期回復を図るための施策を重点的に実施するものとし、併せて再度の災害発生を防止するため、復旧は単なる原形復旧にとどまらず将来の災害に備えるため、必要な改良復旧さらには防災施設の新設などの事業計画とし、総合的な災害復興基本計画との整合を図りながら、被害の程度を検討して実施するものとする。

### 【復旧活動の体系】



## 第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

### 1 復旧事業計画の基本方針

#### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう関係機関と十分に連絡調整を図り、計画を作成する。

#### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

### 2 災害復旧計画の事業別項目

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画

- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 下水道災害復旧事業計画
- (6) 住宅災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (12) その他の計画

## 第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため災害査定計画を立て、災害査定の実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律

## 2 災害復旧事業の実施

市は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 激甚災害の指定

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受ける場合は、県が行う激甚災害及に関する調査等について協力し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずるものとする。

激甚災害の指定を受けるためには、公共施設の被害状況を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集を行う必要がある。このため、災害後、迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するものとし、このための体制整備に努めるものとする。

○災害復旧事業に関する国の財政援助

| 事業名                                     | 国の財政援助等                             |                                  |
|---|-------------------------------------|----------------------------------|
|   | 通常災害                                | 激甚災害                             |
| 公共土木施設災害復旧事業                            | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条               | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項 |
| 農地・農業用施設災害復旧事業                          | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条    | 同上 第3条第1項                        |
| 公立学校施設災害復旧事業                            | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条                 | 同上 第3条第1項                        |
| 公営住宅災害復旧事業                              | 公営住宅法第8条                            | 同上 第3条第1項                        |
| 都市施設災害復旧事業<br>(街路・公園・流域下水道・公共下水道・都市下水路) | 建設省都市局通達<br>都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針    | —                                |
| 生活保護施設災害復旧事業                            | 生活保護法第75条                           | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項 |
| 児童福祉施設災害復旧事業                            | 児童福祉法第52条                           | 同上 第3条第1項                        |
| 老人福祉施設災害復旧事業                            | 老人福祉法第26条                           | 同上 第3条第1項                        |
| 身体障害者更正援護施設災害復旧事業                       | 身体障害者福祉法第37条、第37条の2                 | 同上 第3条第1項                        |
| 知的障害者援護施設災害復旧事業                         | 知的障害者福祉法第25条、第26条                   | 同上 第3条第1項                        |
| 感染症医療機関災害復旧事業(法附即第27条)                  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条、第62条 | 同上 第3条第1項                        |
| 感染症予防事業(法附則第27条)                        | 同上 第59条、第61条                        | 同上 第3条第1項                        |
| 堆積土砂排除事業                                | 予算補助                                | 同上 第3条第1項                        |
| 湛水防除事業                                  | —                                   | 同上 第3条第1項、第10条                   |
| 天災による被害農林漁業者等に対する資金融通                   | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条  | 同上 第8条第1項                        |
| 共同利用小型漁船の建造                             | —                                   | 同上 第11条                          |
| 中小企業信用保険法による災害関係保証                      | 中小企業信用保険法第3条                        | 同上 第12条                          |
| 中小企業近代化資金助成法による貸付金                      | 中小企業近代化資金等助成法第3条                    | 同上 第13条                          |

|                         |                      |                                |
|-------------------------|----------------------|--------------------------------|
| 事業協同組合等施設災害復旧事業         | —                    | 同上 第14条                        |
| 中小企業者に対する資金の融通          | —                    | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第15条 |
| 公立社会教育施設災害復旧事業          | —                    | 同上 第16条                        |
| 私立学校施設災害復旧事業            | —                    | 同上 第17条                        |
| 水防資材費                   | 水防法第33条の2            | 同上 第21条                        |
| 罹災者公営住宅建設事業             | 公営住宅法第8条第1項          | 同上 第22条                        |
| 産業労働者住宅建設資金の融通          | —                    | 同上 第23条                        |
| 上下水道災害復旧事業、簡易水道災害復旧事業   | 予算補助                 | 予算補助                           |
| 公共下水道災害復旧事業、流域下水道災害復旧事業 | 下水道法第34条             | 同上                             |
| 都市下水路災害復旧事業             | 同上                   | 同上                             |
| し尿処理施設災害復旧事業            | 予算補助                 | 同上                             |
| ごみ処理施設災害復旧事業            | 同上                   | 同上                             |
| 災害清掃費                   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 | 同上                             |
| 火葬場災害復旧事業               | 予算補助                 | 同上                             |
| 公的医療機関災害復旧事業            | 同上                   | 同上                             |
| 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付     | 災害弔慰金の支給等に関する法律第7条   | 同上                             |
| 災害特例債                   | —                    | 小災害特例債、歳入欠陥債、災害対策債             |
| 交付税措置                   | 災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付    |                                |

なお、自然災害で住み家を失った人を救済するため制定された被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支給事務制度(平成19年12月支給基準等改正)により財団法人福島県罹災救助基金協議会理事長に被災者生活再建給付金の支給を申請することができる。

